

平成30年 第4回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年12月19日（水）

閉 会 平成30年12月19日（水）

仁 木 町 議 会

平成30年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成30年12月19日（水曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 | 議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告） |
| 日程第8 | 一般質問 | 今後における地域振興の取組について（佐藤秀教議員）
教育環境整備の推進について（住吉英子議員）
ICTを活用した学習機会の提供について（住吉英子議員）
地域の少子化対策について（野崎明廣議員）
国民健康保険税の引下げについて（上村智恵子議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 | 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第2号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第3号 | 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第4号 | 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第5号 | 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第6号 | 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第7号 | 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 意見案第11号 | 難病医療費助成制度の改善を求める意見書 |
| 日程第17 | 意見案第12号 | 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書 |
| 日程第18 | 意見案第13号 | 認知症施策の推進を求める意見書 |
| 日程第19 | 意見案第14号 | 日米地位協定の抜本改定を求める意見書 |
| 日程第20 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

平成30年第4回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年12月19日(水) 午前 9時30分
 閉 会 平成30年12月19日(水) 午後 3時52分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

出席議員(8名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 8 番 上 村 智恵子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員(1名)

7 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	新 見 信	学校給食共同調理場所長	渡 辺 和 之
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
住 民 課 長	川 北 享	選挙管理委員会書記長	(新 見 信)
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	原 田 修
産 業 課 長	鹿 内 力 三		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、8名です。水田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、平成30年第4回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る12月7日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案7件、意見書4件の合計13件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6・決算特別委員会審査報告書については、委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づく中間報告を行うものでございます。日程第8・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、住吉議員2件、野崎議員1件、上村議員1件の順番でございます。日程第9から第11の条例改正については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第15の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16から第19の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第20・委員会の閉会中の継続審査、日程第21・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成30年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日、12月19日水曜日。会期は、開会が12月19日水曜日、閉会が12月20日木曜日の2日間といたします。

最後に、その他事項として、本日12月19日水曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおり

でございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月19日から12月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月19日から12月20日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から平成30年度第7回から第9回までの例月出納検査報告書が提出されております。

次に、9月26日開催の平成30年第3回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月22日から24日までの日程で北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、熊本県南阿蘇村を訪問し、熊本地震関連諸施策について研修を行ってまいりました。南阿蘇村は平成28年に発生した熊本地震で被災した村であり、4月14日の前震では震度5弱、4月16日の本震では震度6強の地震に見舞われ、村民30名の尊い命が失われました。南阿蘇村では、地震発生後、地域防災計画に基づき、避難所の設置やボランティアの受け入れ、救援物資の配布など職員はもとより、議員や村民の皆さん等、総動員で対応しましたが、計画どおりにいかなかったことも多く反省することがたくさんあったと伺いました。この反省を活かし、地域防災計画の見直しを行い、人口分布や道路の形状などを考慮し、村の実情に沿った防災計画に刷新したそうです。皆さんの記憶にもまだ新しいと思いますが、本道においても本年9月に発生した胆振東部地震では41名の尊い命が失われました。地震はいつどこで起きるかわからない最も恐ろしい災害の一つです。そのことを常に念頭に置き、いつでも万全の態勢で臨めるよう備えることが重要であると改めて学ぶことができました。

11月20日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として財務省及び国土交通省を訪問し、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備に関する要望運動を実施してまいりました。

また、11月21日には、第62回町村議会議長全国大会並びに第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催され、出席をしてまいりました。大会では、安倍総理大臣や石田総務大臣など来賓各位の出席を仰ぎ「地方創生の実現を目指して」の大会スローガンのもと、全国926町村議会の総意として、北海道における交通体系に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項9項目を含む34項目、決議17

項目並びに東日本大震災・熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など特別決議5件、更に豪雪地帯の振興に係る要望事項8件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議8件を、満場一致で採択し、同日、全国町村議長会 正副会長・理事による国への要望行動が行われたところであります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が10月25日に開催され、私と上村副議長が出席をしております。後志広域連合議会は、11月30日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。また、10月29日には後志教育研修センター組合議会の定例会が開催され、組合議会議員であります佐藤議員から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので後程ご高覧願います。

なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

本日の定例会には、10月の人事異動により、奈良教育次長並びに渡辺学校給食調理場所長が新たに説明員として出席されております。お二人には少しでも早く所掌事務・業務を通曉されることをご期待申し上げます。本年も残すところ10日余りとなりましたが、日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ、関係各位には体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成30年第4回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第4回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先月、後志町村長行政視察により長野県小布施町に行っていました。議員の皆さんも以前、視察に行かれたと伺っていましたが、私も自らの目で、小布施町の活気を感じてまいりました。今回の視察で強く感じたこととして、今、国内の様々な地域では少子高齢化という社会情勢の変化に対応している中で、人口減少に歯止めをかけるべく、新たな地域の形を模索している時代とも言えます。戦後の日本は欧米に追いつき追い越せを合い言葉に右肩上がりの経済成長を続け経済大国に成長しました。その後、バブル崩壊による不況時代を迎え、国も新たな形を模索してきた中で、中央集権化から地方分権化に転換させるべきと警鐘を鳴らし平成の大合併などを経て、地域の形は曖昧な状態のままで今日に至っております。ただ、そのような状況の中にあっても、人々の価値感の多様化に伴い、若い世代の生き方、考え方にも変化が生じてきております。自分の将来を都会ではなく、地方で求める人たちも増加傾向にあります。小布施町もまた若者によるまちづくりの展開を進めている町の一つであります。若者会議を定期的で開催し、次世代

に受け継ぐ小布施のまちづくりを見直し、未来の担い手を育成しております。若者の知恵を生かし遊びからスポーツ振興を図ることや、様々な大学と協定を結び、町を生きた教材として課題解決に向けた取組を積極的に行っております。本町とは歴史は違えども町の産業は果樹を主体とした農業が基幹産業であり、観光業が町を支えております。千曲川や山に囲まれ、高速道路が横断し、環境がどことなく本町と類似しているところを感じつつ、本町の可能性を再認識し、今後のまちづくりを行うに当たり参考になる視察となりました。また、私の公約の一つである地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保といった人材育成の課題につきましても、小布施町をはじめ、様々な事例を参考とさせていただき、実現化に向けて指導させてまいりたいと考えているところであります。

さて本題に戻りますが本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり議案7件を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成30年第4回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月28日、東京・渋谷のNHKホールにおいて、全国926の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、鈴木淳司総務副大臣、片山さつきまち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、櫻井正人全国町村議会議長会会長など、約1300名が出席して開催され、私も出席してまいりました。始めに、荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「本年は、記録的な豪雨・大型台風、更には北海道胆振東部地震などにより各地で甚大な被害が発生し、被災地の復旧・復興が一日も早く成し遂げられるよう、必要な対策を引き続き強く国に働きかけていく。我が国全体が人口減少社会に突入し、国・地方をあげて長期にわたり真正面から取り組んでいかなければならない。安倍内閣では、地方創生を内政の重要課題に掲げ、政府一体となって取り組んでいることに期待しており、私たち町村長も地方創生を日本の創生につなげていくという強い覚悟をもって、日々懸命に取り組んでいる。当面する町村を巡る政策課題について、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題、将来にわたる困難な課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいこう」と力強く訴えました。次に、安倍晋三内閣総理大臣から「美しく伝統あるふるさとを守り、次の世代に引き渡していくためには、地方にこそチャンスがあると若者たちが考え飛び込んでいくことができる、魅力ある地方を作り上げていくことが大切である。新しい発想を持つ方々と地域の方々の融合で、地方に新しい活力を生み出し、こうした流れが全国で起こるよう全力で後押ししていく。安心できるまちづくりを進めるため、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を年内に取りまとめ、我が国が直面する最大の課題である少子高齢化に真正面から立ち向かい、子どもから現役世代、お年寄りまで、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、今後3年かけて改革を進める」と挨拶されました。このあと、出席した来賓からの挨拶、大森 彌東京大学名誉教授による町村へのメッセージをいただき、議長選出を経て議事に入りました。議事では、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、1つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。1つ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。1つ、車体課税に係る地方税収を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること。1つ、幼児教育無償化の財源確保・円滑な実施に向け万全の措置を講じること。1つ、地方分権改革を推進すること。1つ、森林環境税関連法案を確実に成立させること。1つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。1つ、田園

回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。1つ、農林漁業者が将来に希望をもてるよう、米国とのT A G協議は毅然とした姿勢で臨むとともに、T P P・日欧E P A対策に万全を期すこと。1つ、参議院の合区を早急に解消すること。1つ、道州制は導入しないこと。1つ、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むことの12項目の決議案と「大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議」並びに「車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議」、さらには、平成31年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化、地方創生の更なる推進、町村自治の確立、地方税財政、介護保険制度・国民健康保険、教育施策等の推進、農林水産業、選挙制度及び国土政策に関する9項目の重点要望並びに35項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、にき果実とやすらぎの里大使 井口資仁氏のゴールデンスピリット賞受賞について申し上げます。報知新聞社主催によるゴールデンスピリット賞に本町応援大使を委嘱している千葉ロッテマリーンズの井口資仁監督が選ばれ、12月4日、東京・新宿の京王プラザホテルで開催された表彰式に出席してまいりました。ゴールデンスピリット賞は、プロ野球球団の中から、積極的に社会貢献活動に取り組んでいる野球人を顕彰するもので、第20回を迎えた本年度は、自身が代表を務める「愛基金」を通じた野球教室の開催やボランティア、車いすの寄付、東日本大震災の復興支援のほか、福祉施設や児童養護施設への訪問活動、海外での心臓移植手術への支援など、これまでの幅広い社会貢献活動が評価され、井口氏が選出されたものであります。本町においても、平成15年から福祉施設への訪問や野球教室の開催、地域住民との交流に取り組んでいただいております。改めて感謝の意を表するとともに、この度の受賞に対し心からお祝い申し上げます。井口氏の今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、平成29年度決算における財務書類について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられております財務書類につきましては、統一的な基準による作成及び分析結果がまとまりましたので、報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに約186億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国、北海道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が約122億円（66%）、将来の世代が負担していくこととなる負債が約64億円（34%）であることを示しております。なお、これらを住民1人当たり（平成29年度末現在3337人）に換算しますと、資産が558万円、負債が193万円で、純資産が365万円となります。資産で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で、資産全体の52%を占め、庁舎、町営住宅などの事業用資産は33%となっております。その他につきましては、基金、積立金が主なものとなっております。一方、負債では、地方債が総負債の79%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。なお、来年1月までに町ホームページ上で公表し、要約版を2月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、仁木町予約制バス（ニキバス）について申し上げます。平成27年度に策定した仁木町地域公共交通網形成計画に基づき、計4回（延べ4か月間）の試験運行を実施し、その結果を踏まえ本年10月1日から本格運行を開始して2か月半が経過いたしました。運行状況につきましては、10月1日から12月15日までの間で、利用者数671人、1人でも予約があり運行した便数は373便で、平均乗車人数は1.8人でありました。現在までの定期乗車券購入者は1名、回数乗車券購入者は10名、割引証明書につきましては介護が必要で付添者を含む方1名、介護の必要が無い本人のみの方5名から申請があり証明書を発行しております。

引き続き、12月8日に発生した車両事故について、ご報告申し上げます。午後5時頃、余市町内行きのニキバスが稲穂峠下の国道5号と道道仁木赤井川線の交差点で共和町に向かう軽自動車と衝突する事故を起こしました。町では事故発生の連絡を受け、企画課長と企画課主幹が運行委託業者であるイナホ観光株式会社から事故状況の聞き取り及び今後の運行について協議を行い、イナホ観光の業務用車両を使用することとして、現在、運行を行っております。事故の状況であります、道道仁木赤井川線から国道5号に進入する際、右側から来た軽自動車と衝突したものであり、12月10日には、イナホ観光嘉屋社長と企画課長で事故の相手方を訪問し謝罪に伺っております。バス乗客1名及び双方の運転手に怪我はありませんでしたが、それぞれの車両に破損が生じたので、共済保険の申請を行うための手続きを進めております。町では、この度の事故を重く受け止め、委託事業者であるイナホ観光に対して安全運転・事故防止の徹底について申し入れたところであります。相手の方に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、地域の皆さまに愛される公共交通機関として多くの方にご利用いただけるよう信頼回復に努めてまいります。

次に、国道5号倶知安余市道路の工事について申し上げます。11月23日共和町生涯学習センターにおいて北海道開発局の国道5号バイパス事業である倶知安・余市道路（倶知安～共和間）の着工式が開催され、私も出席してまいりました。現在、町内でも国道5号倶知安・余市道路（共和～余市間）の地質調査や測量、橋脚工事が進められており、12月12日には、北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所と町による新稲穂トンネル（仮称）工事説明会を銀山生活改善センターで開催いたしました。説明会では、トンネルの概要やトンネル掘削土の利用計画、掘削土の対策等についての説明があり、参加された皆さんにご理解をいただいたところであります。町といたしましても、12月8日に開通した後志自動車道余市IC・小樽JCT間に続く国道5号のバイパスとして、緊急輸送道路や避難道路としての機能・物資輸送の利便性の向上、観光振興による地域の活性化に大きな効果があるものと期待し、早期の開通を願っているところであります。今後におきましても、工事に関する情報について、北海道開発局と連携を取りながら町民の皆さまに提供してまいります。

次に、北海道移住体験モニター事業について申し上げます。北海道が「NPO法人住んでみたい北海道推進会議」に委託して実施している「北海道移住体験モニター事業」において、11月26日から12月3日まで東京都在住の女性1名が本町に滞在し、町内ワイナリーで就業体験を行いました。この事業は、参加自治体が用意した移住・就業体験メニューをNPO法人住んでみたい北海道推進会議が取りまとめて公募し、応募のあった中から5名の方が選考され、道内の市町村で移住・就業体験を行い、今後の移住定住につなげるという事業であります。この度来町された方は、東京でワイン醸造の仕事に従事され、将来は北海道でワイナリーの仕事をしたいとの思いから、今回のモニター事業に応募したと伺っております。町では、初日にオリエンテーションを行い、滞在先となる銀山地区の方にも協力をいただき、交流会を開催いたしました。また、ワイナリーでの就業体験が休みの日には、町内施設や町内外のワイナリーを見学、冬道運転講習なども実施いたしました。8日間という短い期間ではありましたが、本人から「仁木町の温かさに触れることができ、とても楽しく過ごすことができました。また来年、仁木町のワイナリーで就業体験をさせてもらいます」との話をいただき、町としましても大変うれしく思っているところであります。今後も、このような事業を活用しながら移住定住促進を図ってまいりたいと思います。

次に、原子力防災訓練について申し上げます。台風との複合災害を想定した原子力防災訓練が、10月22日に行われました。訓練は、後志地方に台風が上陸する中、泊原発3号機において炉心が損傷し、放射性

物質が放出されたと想定して実施されたもので、本町におきましては、屋内退避や広域避難に参加した400名の住民のほか、町職員及び消防職員など関係者を加え、444名が参加いたしました。訓練では、災害対策本部設置運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民への広報訓練、バスや福祉車両による広域避難訓練を実施したほか、町内で孤立地区が発生したことを想定して、自衛隊や海上保安庁の協力の下、ヘリや装甲車、船舶による避難訓練を実施いたしました。今後におきましては、この度の訓練の結果から課題等を把握した上で、万が一の原子力災害に備え、国及び北海道や関係自治体との連携を強め、より実効性ある防災体制の構築に取り組んでまいります。

次に、社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年8月9日に北海道社会事業協会余市病院（余市協会病院）より、平成22年度から9年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の都市部への偏在化がいまだ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところでもあります。このように常勤医師が少ない中において時間外救急を維持するためには、出張医師の報酬、これに携わる当直看護師、放射線技師及び検査技師など、スタッフの人件費や診療材料費などで多額の経費が必要とされております。さらには、看護師確保のため独自の奨学金制度を設け、年間960万円の投資が行われております。以上のことから救急医療部門につきましては、赤字が常態化しており、現在の救急医療体制を確保するため、北後志5か町村に対し2500万円の助成を要望されたものであります。10月17日には、北後志地域保健医療対策協議会総会が開催され、余市協会病院に対し北後志5か町村で財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても5か町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は230万5000円（前年度対比23万6000円の減）となりました。つきましては、今定例会に歳出補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生産状況について申し上げます。農作物の生産状況に大きく影響を与えた本年の天候は、4月下旬・6月上旬・7月下旬の高温と6月中旬から7月中旬にかけての低温、8月中旬の低温など気温が大きく変動したほか、7月5日の50mmを超える大雨や台風などの影響により、総降水量も平年を大きく上回っております。また、日照時間は平年の9割程度で、9月5日には台風第21号による強風に見舞われるなど、農耕期間中の天候は総じて不順なものとなりました。こうした天候の中、主な農作物の生産状況につきましては、ミニトマトでは、出荷量が8月中旬以降、一時的に減少したものの概ね平年並みに推移し、最終的には、平年を上回る出荷量となりました。特にJA新おたる仁木町トマト生産組合では17億4000万円、同じくアイコ生産組合は4億5000万円とともに昨年より販売額を大きく伸ばしております。本年度から稼動したミニトマト集出荷貯蔵施設での共同選果の導入により、これまで労働力不足により収穫できなかったミニトマトの収穫が可能となったこともあり、天候不順の中にあっても昨季を上回る103.7%の対前年販売数量であったと伺っております。水稻では、作況指数94と全道値90を上回り、千粒重は平年並みで、一等米率は70%程度となりました。品種別には「ななつぼし」が全体の50%、「ゆめぴりか」が29%となっております。また、国の政策の見直しにより30年産米からの生産調整が廃止されたことによる影響についても、生産者の協力により需給に応じた生産が行われたことで、米の価格は安定して推移しております。経営所得安定対策交付金など国の米政策により講じられている対策につきましては、米政策の見直しに伴い本年度からは推進組織である地域農業再生協議会の運営をJA主導から町が主体となって実施して

おりますが、生産者、関係機関との連携の下、適切な運営に努め、例年同様12月中には産地交付金などが支払われることとなっています。ブドウは、露地の生食向けの生産量は大きく減少し、加工向けの生産割合が多くなりました。ハウスブドウの収量は平年を下回ったものの品質は平年並みとなっております。醸造用ブドウは、品種による差が見られたものの全体的には、ほぼ平年並みの収量が確保されております。サクランボは、果実に軟化傾向が見られ、「佐藤錦」は糖度も低く収量も平年を下回り、全体収量では前年と比較し35%程度少なくなったと推計しております。

次に、ワインツーリズム・プロジェクトについて申し上げます。平成27年度より実施してまいりました余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトの成果といたしまして、現在のワイナリー事業者の参入状況などについて申し上げます。既に本町においてワイナリー経営を始めております、株式会社自然農園グループ、株式会社N I K I H i l l s ヴィレッジに続き、本年度新たに、株式会社ヴィナ・デ・オロ・ボデガ、株式会社ル・レーヴ・ワイナリーが外部への委託醸造を含め、ワイン醸造を開始し、町内のワイナリーは4軒となっております。また、現在醸造用ブドウの栽培を開始しているが、ワインの醸造までは行っていない、いわゆるヴィンヤードが3軒、さらには、今季サッカーJ1・北海道コンサドーレ札幌で活躍した都倉 賢選手が出資する会社や、東京・福岡など全国エリアで事業展開をしている企業が新たに農地を取得するなど、これらワイナリー関係の事業者は合計で9軒となりました。このほか、現在、農地取得に向けて4件の相談対応を行っている状況となっております。北海道新幹線や後志自動車道によるインフラ整備の進展も相まって急激に農地の流動化が進んでいることや、ブドウの苗木不足といった逆風ともいえる環境の中、町内のワイナリー数が二桁に乗る目処が立ったことは、これまで関係者の皆さまの支援を得て、このプロジェクトに取り組んできた「ワインのまち仁木町」のPRが形になり始めているものと考えております。今後、後志自動車道余市インターチェンジの開通に伴い北後志地域への人の流れも増加が見込まれ、また、来年7月のN I K I H i l l s グランドオープンなど、観光振興への寄与はもとより、ワイナリー集積による地域のコミュニティ形成にも期待しているところであります。しかしながら、本町のワイン振興は始まったばかりであり、苗木不足による経営開始の遅れなど、継続して支援が必要な状況にあることから、議員各位におかれましては、なお一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、北海道日本ハムファイターズ仁木町応援大使事業について申し上げます。北海道日本ハムファイターズによる市町村応援大使事業において、昨年11月、仁木町応援大使として矢野謙次選手、高梨裕稔選手が決定され、球団の支援をいただきながら町のPR事業を行ってまいりました。3月31日、4月1日、9月15日には、本拠地札幌ドームへ町民参加の応援観戦ツアーを実施、10月13日には仁木野球スポーツ少年団及び仁木中学校野球部を対象とした、ファイターズ選手OBによる野球教室を開催いたしました。11月21日には矢野選手、高梨選手が来町され、仁木神社、銀山小学校、仁木小学校を訪問、仁木町民センターでトークショーを開催し、多くの町民と交流を深めていただきました。今季限りで現役を引退した矢野選手は、ファイターズのチーム統括本部特命コーチへの就任が決定しており、高梨選手については、東京ヤクルトスワローズへの移籍が発表されております。本町応援大使を務められた2018年シーズンが、お二人にとって節目のシーズンになりましたことには、一抹の寂しさを感じておりますが、町民の思い出に残る一年になったものと振り返っているところであります。応援大使として本町のまちづくりに協力いただき、仁木町をPRしていただきましたことに感謝申し上げ、今後益々のご活躍をご祈念申し上げる次第で

あります。行政報告は以上であります。先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類のほか、平成30年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）平成30年第4回仁木町議会定例会教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学校給食用銀山米等の寄贈について申し上げます。この度、株式会社木田農園アマム（代表取締役 木田憲一氏）より、学校給食用の米飯として、新米「ゆめぴりか」50Kg（450食分相当）を本年3月に引き続き寄贈していただきました。木田農園アマムの「ゆめぴりか」は、その食味の良さが高く評価され、本年3月から5月までの期間、全日空の国際線ビジネスクラスの機内食としても採用されました。現在、学校給食用の米飯には銀山米の「ななつぼし」を使用しておりますが、木田氏は自ら生産した「ゆめぴりか」を子どもたちに食べてほしいとの思いから、この度の寄贈となったものであります。寄贈された「ゆめぴりか」は、12月7日の学校給食で提供され、児童生徒からは「とても美味しかった」との感想がありました。

また、公益社団法人余市地方法人会仁木地区会（坂東裕美会長）並びに同法人会青年部会（横関雄一副部会長）から、小学1年生に防犯ブザー、小学6年生には租税教育用小冊子、文房具セット及び図書カードを寄贈いただきました。防犯ブザー等につきましては、社会貢献活動の一環として、平成9年度より毎年、11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、関係用品を寄贈いただいております。

心温まる善意に、保護者を始め学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者であります株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今年度のオープンを12月23日に予定しております。今年度におきましても、町民の冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として、多くの皆さまに利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に、指定管理者とともに鋭意努力してまいります。

最後に、各種団体の表彰受賞について申し上げます。一つ目は、北海道読書推進運動協議会が主催する平成30年度優良読書グループ北海道表彰におきまして、仁木町読書サークル兎の眼が「本賞」を受賞いたしました。同サークルは、昭和57年1月に設立され、現在7名の会員で活動されております。今回の受賞は、図書室の書籍整理等の読書環境整備や読み聞かせなど地域の読書活動推進に関する取組、更には平成16年度から教育委員会が実施しているブックスタート事業への協力が評価されました。

二つ目は、公益財団法人北海道体育協会が主催する、平成30年度北海道スポーツ少年団表彰におきまして、仁木野球スポーツ少年団が北海道スポーツ少年団表彰を受賞いたしました。昨年7月に開催された第38回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会において後志勢初となる優勝を成し遂げ、全国大会出場を果たすなど各種大会で優秀な成績を収め、本町はもとより後志地区の青少年の健全育成に大きく貢献していることが評価されました。両団体とも、これまでの活動や実績に対し受賞されたもので、教育委員会といたしましても、受賞された団体はもとより、各団体をご支援いただいている関係各位に対しまして、深く敬意と感謝を表するものであります。

結びに、各団体のますますの発展をご祈念申し上げ、平成30年第4回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。佐藤委員長。

○決算特別委員長（佐藤秀教）平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。

報告第1号、平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。平成30年12月19日、平成29年度各会計決算特別委員会 委員長 佐藤秀教。記といたしまして、平成30年9月26日付託。

付託事件につきましては、平成30年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第4号までの平成29年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。11月8日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、平成29年度一般会計及び3特別会計はすべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明のとおり、平成29年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は平成30年9月26日、10月9日、10日、11日の4日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、平成30年第3回定例会において議長及び議員選出監査委員を除く議員7名により構成する平成29年度各会計決算特別委員会が設置され、平成29年度一般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査にあたりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、職員研修の状況、地域支援事業の内容と効果、課税対象となる補助金、後志地域職業能力開発協会の活動内容、北海道農業次世代人材投資事業の要件、ふるさと納税の周知方法、ワインツーリズムの事業効果と検証結果、町道整備計画の内容、町道の除排雪状況、防災行政無線の耐用年数、自主防災組織の設置状況、A L Tの活用方法などについての質疑（確認）があり、歳入では、経常収支比率の動向と今後の対策、税収増に向けた具体的方策、各種税・徴収金等の滞納状況などについての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。特

別会計では、国民健康保険事業特別会計で、資格証・短期証の交付状況についての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。また、簡易水道事業特別会計では、不納欠損の理由、水道業務に対する交付税算定額についての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成29年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定をいたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第1号

平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第2号

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、付託議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第3号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第4号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 報告第2号

議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）

○議長（横関一雄）日程第7、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を議題とします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

○議会活性化特別委員長（上村智恵子）議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）について報告いたします。

別冊議案書の7ページです。報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』。本特別委員会における調査事件について、中間報告をしたいので、仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第46条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。平成30年12月19日提出。提出者 仁木町議会議会活性化特別委員会 委員長 上村智恵子。

8ページをお開き願います。12月4日付けで議長宛に報告書を提出しております。

9ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書（第3回中間報告）でございます。

次に、10ページをお開き願います。はじめに、本特別委員会は、平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）において、地方分権の進展に伴い、議会及び議員の果たすべき役割や責務はますます増大し、その役割を果たすためには、その機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査・研究を行うために設置されたものでございます。平成27年8月10日に第1回委員会を開催して以来、今日までに40回の委員会を開催し、種々調査・研究を行い、2回の中間報告を行ったところでありますが、その後、引き続き行った調査・研究について、3回目の中間報告をするものでございます。調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。次に、特別委員会の概要、委員外として出席したもの、議会事務局職員出席者につきましては、記載のとおりでございます。次に、特別委員会の活動経過につきましては、10ページ下段から11ページまで記載のとおりでございます。

次に、12ページをお開き願います。活性化事項の調査研究結果でございます。はじめに（1）政治倫理条例の制定についてでございます。政治倫理条例とは、自治体の議会議員など住民を代表する公職者がその権限や地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の第三者の利益を図ることを防止するもので、地方自治における不正・腐敗を防ぐための条例と言えます。本町においても議員は町民全体の代表者として倫理性を常に自覚し、誠実かつ公正に行動しなければならないことから平成29年6月14日開催の本委員会において、同条例の制定に向けて調査研究を行っていくとの結論に達し、計8回の委員会を開催して協議を行いました。協議の結果、平成29年第4回定例会において委員会発委として条例案を提出し、可決制定され、平成30年1月1日から施行しております。次に、（2）議会基本条例の制定についてでございます。議会基本条例とは、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例であり、平成29年7月24日現在、道内21町村が策定済みでございます。この条例は、議会のあり方を住民に対して宣言するもので、議会の最高規範と言え、種々協議した結果、同条例の制定に向けて調査研究を行っていくとの結論に達しました。

続いて、(3)議会報告会についてでございます。議会報告会については、平成27年2月7日に本町議会初の取組として実施し、平成30年2月17日には第3回目の議会報告会を開催したところでございます。議会報告会の継続開催については、現在、制定に向け継続協議中である議会基本条例において、議会報告会の開催に関する規定を明文化することにより、継続的な開催が可能になることから、議会基本条例の制定に向けた協議と併せて、議会報告会における諸課題についても調査・研究を行っていくとの結論に達しました。続いて、(4)議会広報における一般質問の要約についてでございます。議会広報に掲載する一般質問の要約作業につきましては、議会広報の先進地では、質問者自らが記事の要約を行っており、本町議会の議会広報においても、質問者が要約作業をすべきとの結論に達し、平成29年第3回定例会から1年間の試行期間として実施したところであります。その後、種々協議した結果、導入することを決定いたしました。

13ページをお開き願います。最後に、今後についてでございます。現時点における本特別委員会の調査結果は以上のとおりでございますが、継続協議とした事項については、引き続き協議・検討を行い、議会活性化における諸課題について、精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における調査結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告をいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第2号、『議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。

4名の方から5件の質問があります。

最初に、『今後における地域振興の取組について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、先に通告してありました、今後における地域振興の取組について質問させていただきます。

自治体間で人口や財政の差が拡大している中、地方創生を一過性の政策課題で終わらせることなく、地域が経済活力を取り戻し、人口減少を克服していく必要があります。そして、地方自治のあり方や財政改

革に取り組み、首長や行政、地域住民が一丸となって自ら課題を解決し、持続可能な地方自治を確立することが重要であると考えます。「地域おこし」や「地域活性化」は、地域における経済力や人々の意欲を再び向上させたり、人口の維持・増加のために行う諸活動のことではありますが、その施策として本町では、総合計画や地方版総合戦略に基づいて、農業支援や子育て支援など様々な事業に取り組み、一定の成果を上げているところであります。しかし、当該総合戦略の計画期間は平成31年度で終了となるため、雇用の創出や維持、若者の人口流出に対する歯止め・回復、新規住民の呼び込みなど、今後における新たな施策を期待するところであります。また、本年12月8日に北海道横断自動車道「小樽～余市間」が開通し、今後は、「共和～余市間」・「倶知安～共和間」の国道5号バイパス道路がそれぞれ事業着手され、完成の暁には、地域経済に大きく貢献していくことを期待するところでありますが、一方で、既存する国道の交通量の減少に伴う地域経済への影響が懸念されるところであり、その対策が不可欠であります。さらに、北海道新幹線開業に伴う並行在来線の存続問題についても地域に密着した重要な課題であり、沿線自治体との連携した取組が必要となります。来年度、町長は2期目の折り返し地点となります。そこで、今後の社会情勢、経済情勢等による新たな行政課題に適切かつ迅速に対応するための取組として、以下の点についてお聞きします。1点目、地方版総合戦略計画期間終了に伴う新たな取組について。2点目、北海道横断自動車道を活用した産業・経済振興について。3点目、J R並行在来線存続に係る取組状況と今後の対応について。以上3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員から、今後における地域振興の取組についての質問にお答えいたします。

1点目の地方版総合戦略計画期間終了に伴う新たな取組についてであります。国においては、平成30年6月15日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、平成32年以降の次期5か年の総合戦略に向けた方針が定められております。この基本方針では40年後の平成72年を地方創生の目標年とし、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策となっていることから、地方公共団体が長期的な視点で地方創生を安心して取り組むためにも、現行の総合戦略に続く次期5か年の総合戦略を策定する必要があるものとしております。これらのことから、町においても今後、現行の総合戦略の総仕上げを目指すとともに、国の施策、財政支援等を見極めた上で、平成32年度以降の次期総合戦略の対応について検討してまいります。

2点目の北海道横断自動車道を活用した産業・経済振興について申し上げます。12月8日、NEXCO東日本北海道支社が建設を進めてきた後志自動車道の余市インターチェンジから小樽ジャンクションまでの区間（延長23.3km）が開通したことにより、緊急輸送道路としての機能や農産物輸送の利便性の向上、車両分散による国道5号の走行安全性の向上、北後志地域へのアクセス向上による観光事業の活性化等、地域の振興につながるものと期待されております。本町においても後志自動車道の開通が基幹産業である果樹観光やワインツーリズムの発展、企業の進出や定住人口の拡大に大きく寄与するものと考えているところであり、観光協会、ワイン事業者、観光農園との連携の下、地域資源を活かした魅力ある観光事業の創出に努めるほか、企業や金融機関等への情報提供や交流を強化するなど、後志自動車道を活用した産業・経済の振興に取り組んでまいります。

3点目のJ R並行在来線存続に係る取組状況と今後の対応につきましては、整備新幹線着工等について

の政府・与党申合せにより、整備新幹線を開業した後、新幹線に加えて並行在来線を経営することはＪＲにとって過重な負担となることから、新たに新幹線を着工する区間については、新幹線の開業時にＪＲの経営から分離されることになっております。

この方針の下、北海道新幹線（新青森～新函館北斗間）では、ＪＲ江差線が第三セクター鉄道である「道南いさりび鉄道」に転換されたほか、新函館北斗～札幌間の開業後においては、ＪＲ函館線の函館～小樽間がＪＲ北海道から経営分離されることとなっております。このことから、函館線（函館～小樽間）の沿線における地域交通の確保に係る検討及び新幹線整備に伴う地域課題への対応を協議することを目的として、平成24年度に本町を含む沿線15市町と北海道で構成する「北海道新幹線並行在来線対策協議会」が組織され、これまでに5回にわたり協議を行っているところです。同協議会では、開業前5年を目途に方向性を決定し、代替となる交通機関を決定することとしており、引き続き、協議会を通じて北海道や関係自治体との連携を図り、地域交通の確保に向けた取組に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の総合戦略の関係でございますけれども、その中で財政シミュレーション、このことについて質問させていただきます。

総合戦略で現在、いろいろ事業化されている移住・定住促進や子育て支援、これについては今後も持続可能な限り継続を期待するということでございますけれども、只今のご答弁では、国の施策、財政支援等を見極めた上で、平成32年度以降の次期総合戦略の対応について検討するということでございますけれども、来年度以降、当該、総合戦略は次期総合計画とリンクする極めて重要な計画となります。本町の財政状況を見ますと、依然として地方交付税あるいは国庫支出金などに依存しているという状況にあります。また、総合戦略の中には、ふるさと振興基金を充当しているものもございます。この、ふるさと納税寄附金の収入額が減少気味にあるということで、将来、今後、総合戦略にも影響を及ぼすことが懸念されているというところでございます。これらの状況を踏まえて、次期総合戦略及び総合計画を策定するにあたり、私は、財政シミュレーションを策定する必要があるのではないかというふうに考えています。そこで、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

佐藤議員おっしゃるとおりですね、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本町にとって、国の財政事情の悪化や人口の減少に伴い地方交付税を減額されることが懸念されておまして、財源基盤の強化がですね、大きな課題となっているところでございます。本町ではですね、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年、財政の健全性に関する比率の健全化判断比率、又は資金不足比率を算定し健全性を十分に検証した上で公表しているところでございます。今後も法律に基づきまして、財政の健全化の検証に努めるとともにですね、新たな総合計画の策定においても、財政の健全性を維持した上で施策を推進していくことが前提であるというふうに考えているところでございます。また、新たな総合計画期間となります10年間の財政シミュレーションにつきましては、地方交付税の交付計画など、トレンドを把握できる詳細な資料が国から示されれば、実効性のある見通しを作成することも可能であると考えますが、国から示される見通しが無い中におきましては、大きな投資が必要な事業についてはです

ね、基金残額等を現価の財政状況を踏まえた上で検討し、新たな総合計画を策定していくことが現実的なものではないかというふうに考えているところでございます。

また、ふるさと納税につきましては、仁木町農産物のPRをですね、当初から最大の目的に実施しているところでございますけれども、インターネット上の寄附申し込み窓口の増加やPR方法の見直し等、納税額の増加に向けて今後も務めてまいりたいとそうように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）だいたい想定内の答弁でございました。

それで、我々も以前はいろいろ財政シミュレーションを立てて、いろんなものを計画してきた経過がございます、やはり計画する上で、いずれにしてもお金が必要でございますので、今、町長も答弁された部分を十分認識しながら、ぜひ健全な財政運営というものを視野に入れて、今後計画樹立に向けて対応してほしいと思います。

それで、ふるさと納税につきましては、10月26日に全員協議会の中で来年度以降の取組について様々な提案を受けていますので、ぜひ提案に則ってですね、大変厳しい国の締め付けもあります。ですから、ふるさと納税も、あちらこちらの自治体でも大変厳しい状況に置かれていると思いますけれども、ぜひ他自治体と差別化を図りながら、少しでも多く寄附金が戴けるように努力してほしいと思います。

いろいろ質問もたくさんあるものですから、時間の関係上、次にいききたいと思います。総合戦略の取組結果でありますけれども、国では指針によりますと、平成32年度以降の次期総合戦略の策定にあたって、現行の平成31年度までの総仕上げを目指すということで謳ってございます。その進捗状況、この5年間の進捗状況等、地方公共団体の取組結果、そしてあるいは必要な調査分析を行うということで、この5年間の総括を行うということでございますけれども、これに沿って本町でも、これまでの取組について、当然効果を検証されると思いますけれども、取組結果の公表については、どのように対応されるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）以前にも申し上げましたけれども、来年が最後の総合戦略の総仕上げということでですね、今総合戦略のKPIのこれまでの達成度につきましては、本町では有識者会議というものが有りますので、その有識者会議のメンバーとしては、町民はもちろんのこと金融機関やメディア、または福祉関係、教育機関で構成されておりますけれども、毎年達成度を有識者会議におきまして、評価していただいているところでございます。評価、総括した内容につきましては、次期総合戦略・総合計画の策定に係る町民の皆さんとの意見の場などでお示しし、今後、ご意見・要望を伺う元になれば良いかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今の有識者会議、あるいは総合計画を樹立する段階で当然策定委員会なども設置すると思います。その中で、そういうものの調査・効果検証についても当然議論されることと思いますけれども、1番肝心なのが、その取組結果で今後計画を策定するのは職員です。それで、職員間でやはり共有する必要があると思うんですが、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員おっしゃるとおりですね、職員に対しても、この中身、検証結果をですね、周

知する必要性が当然あるというふうに思います。今後のいろんな様々な施策を考える上でもですね、そういった検証を基に次の施策を展開していかなければならないというふうに思いますので、今回の検証結果をですね、職員に対しましても会議等で情報共有をしまいたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）職員もそうですけれど、議会の方にも何らかの形で公表してほしいと思います。

ぜひ、職員間でそういうものが1番大事な部分です。ですから、そういうものを共有するという事で、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それでは次にですね、定住促進について質問をさせていただきますけれども、定住促進これにつきましては、これまで4年間でございますけれども、いろいろ取組をしたものは、トータルでこれは反映されるものと思っています。それで、今後においても、今はいろんな部分で他町村とも優位性を持って、いろんな部分で取り組んでいるということは認識しております。今後においても他自治体に対してですね、更に優位性を持って人口減少に歯止めをかけていくということが重要であると私は考えています。それで、今後の取組について、町長の新たな転換があれば、見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町におきましては、これまでワインツーリズムの推進や、新規就農者の受入れ、又は子育て支援等の強化に努めてきた結果、道内のほとんどの市町村が人口減少・社会減になっている中で、昨年度はですね、本町が9番目の増加数となる27名の社会増となるなど、総合戦略に沿って施策を推進してきたことの成果が表れているものというふうに感じているところでございます。今後も、ワイナリーの増加等による雇用労働の増加が見込まれておりますことから、定住人口増加に向けて取組を一層強化してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）実績として、社会増27名というのは、本当にすばらしいやはり成果だと思います。それについては評価に値するのかなと思っています。それで、只今のワインツーリズムの関係、その効果等について、今ご答弁がありましたので、このワインツーリズム事業について質問させていただきますが、この事業の取組によって、テレビ・マスコミなどを介して仁木町の認知度も徐々に上がってきたのかと感じているところでございます。先ほども行政報告でありましたけれども、来年は大手ワイナリーがグランドオープンします。公の行政事業、これは公平・平等が原則ということでございますけれども、事業内容によっては受益者に濃淡が出るものと考えますけれども、新規操業支援という、この施策においては地域が新たな挑戦に寛容であって、そして成功者を讃えるという基本スタンスをいかに地域の多くの人が、共有・共感できるかが重要になると私は考えております。このワインツーリズム事業につきましては、私も以前、何回か質問させていただいておりますけれども、改めてワインツーリズム事業の推進について、町はどのようなスタンスで、町民に対してPRをしてきたのか、そして、今後どのように地域住民の関心を高めていくのか、そのことについて町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

議員仰せのとおり、平成25年に旭台地区で、ワイナリーを開設した大手広告代理店のDACグループさ

んの経営するN I K I H i l l s が、5年間の準備を経て、来年7月にグランドオープンいたします。また、同ワイナリーは道内有数の規模を誇る醸造施設が設置されている他、本格的なディナーも楽しめるレストラン、著名な造園家の造ったナチュラルガーデンなども整備するということで、また、大手旅行会社などと連携して国内外から相当数の旅行者の来場を見込んでいるということで、本町の観光の新たな拠点となることが考えられているところであります。更に旭台地区を中心にですね、既に10件近いワイナリーや、ワインブドウを作る農家さんだったり、そういう所が事業展開をしているところでありまして、今後の経済、雇用拡大に貢献しているところであります。本町が、地方創生の柱として取り組んできたワインツーリズム・プロジェクトの成果によるものということで、職員も考えているところでございます。今後、本町のワイン産業を定着させていく上で、町民の皆さまにワインツーリズムの考え方を理解していただくとともに、広範な町民の皆さまがワインへの関心を高めていただくことが重要なものと認識しております。佐藤議員仰っていたとおりというようなところでございます。このことから、これまでにワインツーリズム・プロジェクトの一環として、国内外から著名なワイナリー事業者を招聘したセミナーを開催したり、また、広報にきにおいて、ワインツーリズムの特集を2回掲載した他、本年8月以降4回にわたって町内のワイン事業者を紹介するというような取組も行ってきたところでございます。また、ワイナリー事業者が主体となり、ワインに対する文化や意識を醸成させることを目的に、仁木町観光協会内に「ワイン応援隊」というものを設置しまして、各種の取組を行おうとしているところでございます。その一環として、年度内には著名なワインソムリエの方を招聘しまして、ワインセミナーを開催する計画をしているところであります。また、N I K I H i l l s さんにおかれましては、来年度のグランドオープンの前に、町民向けのワイナリーの公開内覧会というか、そういうようなものを計画していただいているというところでございます。町といたしまして民間のそういう事業者さんと連携の下、今後も町民の皆さんがワインツーリズム事業の理解を深めていただけるよう取組を強化していこうというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、おっしゃっていた観光協会でのワイン応援隊、これはこれから活動するんですか、活動の実績はあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）この部分に関しては、これからになります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）わかりました。

ぜひ、こういう心強い応援隊を設置したということですので、その活用をどんどんして欲しいと思います。

それで只今のご答弁で、いろんな取組、後は今後の計画等をいろいろとご説明を受けましたけれども、町長自身ですね、これまで取り組んできた部分について町民がどのように反応しているのか、どのように感じているのか町長自身はどのようにお感じになっていますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの取組の中での町民の反応についてでございますけれども、プロジェクトを推進する中でですね、町民の方々からは新しい産業への期待を感じているというふうな声もある反面、

そもそもワインのことがあまりよくわからないといった声もありますので、今後もですね、これら事業者の参入支援、また、地域住民の参画支援そういった地域コミュニティの形成なども含めてですね、官民密接な連携のもとにですね、更に推進してまいりたい、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）私は前に、お話したかと思うんですが、一昨年長野の方に行きまして、ある町では試飲会をおこなったり、料理でワインを楽しむだとか、ワンコイン程度で安く提供してかなり盛況だったという部分がございますので、そういうのもちょっと有効的なのかなというふうに思っているところです。それで、この同じくワインツーリズムの関係なんですが、このワインツーリズムは、余市町との連携事業でございます。それでこの度、余市町長も替わられまして、フレッシュな若い町長になりまして、それで今後どのように連携を深めていくのか。多少今までは温度差があったかなという感もないではありません。それで、今後どのように連携を深めていくのか、町長のお考えについて伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでも、余市・仁木ワインツーリズムという連携の下で事業を進めてきました。温度差があるというのは否めない部分はあるかもしれませんが、以前も申し上げましたとおりですね、余市町と仁木町の関係は共に事業を行うにあたり、出発点がそもそも違いましたので、これまではお互いの要素を高めることを重視して事業を行ってきました。ただ目的地点はですね、今後、仁木町も余市町もワインという共通要素で高めていくこと、これは同じでありますので、今後もですね、お互い連携を密にして、新たな施策を展開してまいりたいというふうに思っている次第でございます。また、新たに就任された齊藤町長ともですね、同じ共通認識の下ですね、さらに連携を深めて余市と仁木のワインエリアをですね、更に盛り上げていく取組をしてまいりたいと、そう思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）先般、私は、余市町の議会の方にちょっと傍聴に行ってきたまして、ある議員さんの方から、町長と話した中でワイン列車、「仁木の町長さんがワイン列車を走らせたいんだという事を熱く語っていた」ということをおっしゃっていましたので、ぜひそれも含めてですね、余市・仁木で何とか連携を組んで、タッグを組んで努力して事業推進に向けて努力をしてほしいと思います。

次に、2点目の北海道横断自動車道を活用した産業・経済振興についてということですが、これについては、関係機関と連携して取り組むというご答弁でございますけれども、高速道路は消費者の地方の消費力を大都市に吸い上げてしまうというストロー効果で地方が衰退するという原因の一つとも言われております。このストロー効果、これによって将来国道5号のバイパス道路として機能します、共和・余市間、倶知安・共和間、この開通に伴って、本町への流動人口が先ほども1答目で質問させていただきましたけれども、この流動人口が減少するという、その影響が懸念されるところであります。この対策として、平成28年の第3回定例会でも同じような質問をさせていただいておりますけれども、その答弁の中で、仁木インターチェンジ（仮称）でございますけれども、それを活用した拠点施設整備を検討するというご答弁でございました。この町長の考えている拠点施設とはどういうものなのか、そして、今検討されているのか、そのことについて町長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成28年の第3回定例会でもお話させていただきましたけれども、私といたしまし

ては、地域の魅力をいかに発信していくのかということで、そのきっかけ作りは、やはりワイン観光を中心に捉えていくべきだというふうに考えておまして、ワイン観光を1年でも早く、早期実現に向けて取り組んでまいるというふうに述べさせていただいた経緯がございます。行政報告の中でもお話をさせていただきましたが、苗木不足といった逆風の課題もある中で、ワイナリー誘致がこれまで今段階で2桁に乗る可能性がようやく目途が立ってきたということもですね、述べさせていただきました。いずれにいたしましてもですね、今後、新たな拠点施設の整備となりますと、やはり慎重な検討が必要になりますことから、本年、民間企業等に意見を聞くサウンディングというものにもですね、私自ら積極的に参加し意見を聞いてまいりましたけれども、未だ方向性を固めるには至っていないところでありまして、フルーツパークの件でも、やはり行政が観光拠点を運営していくことの難しさというものを痛感しているところでもございます。今後はですね、先日開通した余市インターチェンジによってですね、当然人や車の流れも変わってくるのが予想されますので、そういったものを検証してですね、こういった施設をどの場所で官民の役割分担も含めて誰がどのように担うかも含めてですね、様々な角度から検討をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この部分についてはですね、まだまだ質問したかったんですが、時間ももうなくなってきましたので、あとはJRの並行在来線の存廃についてちょっと質問させていただきます。

この将来的なJR在来線の存廃については、沿線自治体の多くの住民や観光事業者等、今後どうなるのか非常に関心、あるいは懸念しているところがございます。先ほどのご答弁のとおり、この在来線は北海道新幹線開業時にJRから経営分離されることについては、私も理解しているところがございます。そうでありましても、多くの地域住民の方が存続することを期待するというものでありまして、今後のまちづくりについても大きく影響するのではないかとこのように私は感じております。存廃については対策協議会、この場で沿線自治体との合意をもって決めるということで、仁木町だけでは判断はできないということでございます。それも理解しておりますけれども、この在来線については新幹線を補完するという意味で非常に重要ではないかと思えます。それで、今後存続するための議論だとか、あるいは代替交通機関の議論、かなりこれはあちこちの存続あるいはいろんな問題で長期化している路線もでございます。そういう様々な障害が発生して長期化することが懸念されているところがございます。そのことを考慮してですね、開業5年前の存廃判断を沿線自治体が連携して前倒しで判断することができないのか、その辺について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほど申し上げましたとおりですね、新幹線の開業時にJRから経営分離されることになっているため、道南いさりび鉄道のように第三セクターによる存続を選択するものなのか、それともバス等の代替交通機関をですね、選択するのかということになろうかというふうに思っております。沿線自治体でも地域によって考え方に差がありまして、先ほど佐藤議員の仰ったとおりですね、決定するまでに様々な障害が発生し、長期化する可能性もありますので、北海道新幹線並行在来線対策協議会におきまして、早期の存廃判断が図れるよう他の自治体とも調査研究を行い、様々な可能性を探ってまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）もう時間となりましたので、たくさんご質問を用意したんですけれども、いずれにしても、北海道新幹線も2017年に開業して、すでに営業赤字額が100億円近いそうです。あるいはJ Rも一所懸命経営努力はされているようなんですけれども、依然として赤字を計上している。そして国からも毎年200億円の支援を受け続けたとしても、2022年度には資金不足に陥るという試算もされているようでございます。国は国でこの維持困難路線のうち、これは8路線、存続方針8区間がありますけれども、この自治体に対して自治体負担軽減の地方財政措置も見送るなど、本当にJ R北海道を取り巻く環境は大変厳しいという状況でございます。ぜひこのような状況を踏まえてですね、早い決断を強く求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『教育環境整備の推進について』、『I C Tを活用した学習機会の提供について』以上2件について、住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）教育環境整備の推進について。

近年、教科書の大型化やページ数の増加などによって、通学用ランドセルやカバンが重くなり、児童生徒の大きな負担となっています。文部科学省は、本年9月6日に都道府県の教育委員会等に対して通知を行い、教科書、教材、学用品などの重量に配慮することや、家庭学習で使わない教材を学校において帰るいわゆる「置き勉」、学期末における学習用具に計画的な持ち帰りなど、教育現場で実際に行われている工夫例を示し、各学校に対してこれらを参考に対策を検討するよう求めています。

また、今年の夏の記録的な猛暑で児童生徒の熱中症が相次ぎ、小学生が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。本年11月7日に可決・成立された平成30年度補正予算では、学校における熱中症対策として、公立小中学校などの普通教室全てにエアコンを設置するための費用822億円が計上されていますが、災害時に避難所となる体育館等にもエアコンが必要と考えます。そこで、以下の点についてお聞きいたします。1点目、本町における教科書の重量化に関する状況と対策について。2点目、本町における教育現場での暑さ対策の現状とエアコン設置の推進について。以上2点の教育環境整備の推進について、見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）住吉議員からの教育環境整備推進についての質問にお答えいたします。

1点目の教科書の重量化に関する状況と対策についてであります。教科書を含めた児童・生徒の携行品に係る重量化の対応状況につきましては、町内の各学校において学期末における学習用具の計画的な持ち帰りや主要五教科（国語・数学・理科・社会・英語）以外の教科書を置いて帰ることなど、文部科学省から示されている教育現場で行われている工夫例の一部をこれまでも実践しており、9月6日の文部科学省からの通知を踏まえ、9月に開催した校長会において、さらに持ち帰る携行品の軽量化が図れないか検討するよう指導し、今後においても児童・生徒の登下校に際し、身体的な負担を軽減できるよう努めてまいります。

次に、2点目の暑さ対策の現状とエアコン設置の推進について申し上げます。児童・生徒の暑さ対策につきましては、教室の窓や扉を開けて熱気が室内にこもらないように換気を行っているほか、今年度、業務用扇風機を全校の普通教室に設置できる数を購入し、学校内での暑さ対策を実施しております。また、熱中症事故の防止については、これまで文部科学省から通知されている対策を踏まえ、こまめな水分補給や校外活動で日陰を作るなどの対策を各授業や学校行事において実施しております。エアコンの設置につき

ましては、本町の気候を考慮しますと、教室の室温は文部科学省が定めている学校環境衛生基準において、望ましい室温の上限であります28℃を超える期間が短く、それらの期間は夏期休業期間に集中しているため学校施設としてエアコンを設置する検討はしておらず、避難所として利用が想定されている体育館等においても同様の考えであります。なお、今後につきましては、これまでの暑さ対策を踏まえ、環境の変化により気温や湿度の上昇する日がより長く続くような状況になりましたら、エアコンの設置を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）1点目の教科書の重量化に関する状況と対策についてご答弁いただき、町内の学校において置き勉等の対策を実施されていることを理解したところでございます。ランドセルメーカーのセイバンが本年3月、小学生とその母親計2000人を対象に実施したネット調査によると、1週間のうち最も重い日の荷物は平均4.7kgで、ランドセルの重さを含むと平均で約6kgにもなったとのことであります。学年が上がるほど荷物も増えると言い、小学1年生では平均約3.7kg、6年生では平均約5.4kgとなり、10kgを超える子どもたちもいる実態もメーカーの調査で明らかになったそうであります。この調査では31.2%がランドセルを背負って痛みを感じていることも明らかになりました。痛みの多くが首まわりで22.3%だったそうです。アメリカのカイロプラクティック協会のガイドラインによると、小中学生に荷物を持たせる場合、体重の10%以下を推奨しており、それを超える場合、使用する道具を学校か家に置いておくべきと警告をしているところであります。本町では、通学時の持ち物負担の軽減対策を実施されており、先進的な取組をされておりますが、どのような経緯で取組をされるようになったのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）いつからかというのは正直承知していないんですけれども、これは各学校で自主的に今までも行っておりまして、経緯等はちょっと正直大変申し訳ないんですがわかりません。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）子どもさんから非常にカバンやランドセルが重いというそういう意見、また、親からの意見を聞いてそういう対応されたのか、その辺の校長会議なりで何かそういう情報というものはなかったのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）9月に開催した校長会では、私が出席しておりましたので、その時の状況といたしましては、各学校では既に取り組んでいると、文部科学省の方で示している工夫例がありますので、それについて、全てではないんですけれども、その中の一部、例えば使わない教科書を置いて帰るとか、あとは絵具道具とか普段家では使わないものを置いて帰るというような取組は、既にもう行っていますということは確認したんですけれども、それをいつからやっているのかとか、そこまでの確認はいたしてございません。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わからないということがわかりました。

本町はスクールバスと徒歩で通学している児童・生徒がおりますけれども、この徒歩で通学している児童・生徒は何パーセントぐらいか把握されていますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）申し訳ございません。正確には把握していませんが、スクールバスとそれから自転車、夏場だけですけれども。それと徒歩がいます。スクールバスの児童・生徒がおおよそ20名ぐらいなものですから、恐らく8割ぐらいは自転車か徒歩というふうなことで考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）それで、通学するときにですね、徒歩で歩いている子、ランドセルを背負いながら歩いているということで、平均時間、片道どのくらいかかっているか、わかりますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）これは当然、児童の体格等にもよって変わってくると思いますが、長い子ですとやはり1時間弱ぐらいはかかるのではないかというふうに考えています。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）通学平均時間が20分以上かかる小学生が、それでは若干いらっしゃる。1時間もかかるということで、かなり身体に負担が掛かっているのではないかと思いますけれども、先ほどのメーカーのセイバンでは通学に20分以上かかる小学生に対しまして、成長期である小学生の身体への影響が気がりとしております。本町において、置き勉を許可する配慮がなされており、全生徒へ周知もされているかと思いますが、まだ軽いと実感できる重さになっているわけではなく、保護者からご相談をいただいているところがございます。児童・生徒の持ち物について、盗難防止等の観点からどのような取組をされておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）置いてある場所なんですけど、教室の横ですとか、後ろにあるロッカーの方に置いております。これについては扉がないものですから、鍵等は掛かっておりません。それで、これまで物がなくなったですとか、そういうトラブルはございませんので、その辺はこちらの方としてはあまり心配していないというふうに考えております。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）子どもの持ち帰りの部分なんですけれども、どうしても家庭学習があるということで、主要五教科については置き勉をしないで持って帰るよにということで、当然、家の方で勉強するというのが、家庭学習として必要なことだと思いますので、その部分については、置き勉ということがあったとしても持って帰るよにということでの指導は今後も続けてまいる考えでおります。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）子どもさんたちも、予習・復習の観点からいきますと、やはり主要五科目は持ち帰って自主的に勉強するということは大事なことだと思います。

そういう盗難はなかったということで、一人ひとりに入れるところが決まっているという理解でよろしいですか。そして、あとは机の中の管理ですけれども、そういう整理整頓についても、いずれ社会人となる子どもたちにとって、教えてあげなければならないことではないかと思いますけれども、学校と家庭が一丸となって教育していく必要があると考えますけれども、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）学習規律に関しましてはですね、これまでも執行方針等でも述べさせてもらっているんですけれども、各学校ですけれども、机の中、それから上、その辺をきちんと整理整頓するよにとい

うふうな指導はしておりまして、今後もそれは続けていきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

この置き勉以外で部活などをしていると、またそういう道具も増えてきて、さらに重さが増すんですけれども、置き勉以外に運ぶ手段を変更するという一つの手段として、キャリーバックというか、キャスター付きのバックに教科書と副教材等の重量の嵩む物を入れて、軽い物を背負うとかという、そういう一つの方法もあるのではないかと思いますけれども、そういう子どもの負担軽減については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）今、キャリーバックとかというお話もあったんですけれども、今のところ教育委員会は、各学校の判断に任せている部分がありますけれども、各学校においてもですね、なるべく置き勉等の対策を取ることによって重量を軽くしたいということで考えていまして、例えばキャリーバック、それがどういう意図なのかちょっとわからないんですけれども、キャリーバックを用意するとかは今のところ考えてございません。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）この重い通学かばんの問題に対しましても、体力がつく、忍耐力がつく、昔もそうだったなどの意見もあるかと思います。しかし現在では、児童・生徒の将来における健康被害は否定できないことになりつつあるのではないかと思います。小学生のかばんの重さに対する対応が問われている今、本町としてやはり児童・生徒の健康や安全を第一に考える上で、今後どのような対策をとられていくのか、教育長と町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）確かに携行品が重くなっているという傾向は否めないですし、ゆとり教育の時代から今の教科書の重量を比較いたしますと、約1.3倍から1.5倍の重量に変わってきているということもございますので、当然、対策というのは取らなければならない部分はあるのかと思います。ただ、今教育委員会の方で考えているのは、文部科学省で示している今の工夫例等を基準にしながら、更にできるものが各学校でないのか、その辺を各学校へ要請しながら取り組む以外は、今のところ他の方法は考えてございません。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

昔と比較してはならないというのは重々承知しておりますけれども、現在の子どもたちがどうしてこれだけ重量化の部分で問題視されているのかという部分で、その答えが置き勉をすることが唯一の選択肢なのかと申しますとですね、私の考えの中では、文部科学省としては学校教育の現場でそういった試みを求めることももちろん必要なかもしれませんが、根本的に教科書自体の簡素化を国として、どれだけでできるものなのかということも含めてですね、今後、道教委を含めて、我々としては訴えてまいりたいと考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今後、対応をさらに推進していただきたいと思います。

次の、暑さ対策の現状とエアコンの設置についてですが、熱さ対策として、今年度、業務用扇風機を全校の普通教室に設置し、教室の窓や扉を開けて熱気が室内にこもらないように換気し、熱さ対策をされていることにつきましては理解したところでございます。ご答弁の中で、教室の室内は文部科学省が定めている学校環境衛生基準において望ましい室温の上限28度とありますが、町内の小・中学校において教室内や体育館等、また、校外等の温度測定などの調査をどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）温度測定は正確には行っておりません。それで、実際にはですね、測っていないんですが、気象庁が測っているデータによりますと、今年度に関しましてはですね、これは余市町なんですけれども教室の最高気温が28度を超えたと想定される日にちはですね、およそ16日間と考えております。そのうち9日間は夏休み期間で、実質7日間が恐らく教室の中で28度を超えたのではないかというふうに推測しております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）熱中症は高温多湿、輻射熱がある、風がない又は弱いなどの環境で発生しやすくなります。熱中症にならないためには、その場所の気温や湿度をチェックすることや、体感に頼らず、温湿度計などの機器で今どのような環境であるかを、正確にすることが大切なことと考えます。教室内で温度測定をしてないということですが、窓の側ですとか、日の入る場所ですとか、そういう教室内の現実の温度をやはり把握するということは、熱中症を予防する上で非常に大事なことではないかと思っておりますけれども、今後においてですね、各教室に温湿度計を設置するなど、正確な気温を把握することについて、エアコンは今のところ設置はしないということで答弁いただいておりますので、そちらの方の温度計についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）住吉議員おっしゃるとおり、気温についてはですね、過去から上がってきているのではないということもありますし、気温よりも湿度の方が、ここ数年間高くなってきているのかというふうには感じてございます。各学校においては、その辺の把握というのは十分大切なことだと思いますので、次年度以降、予算を付けながら、その部分の関係消耗品はそれほど高い金額にはならないと思いますので、その辺の対応は取っていきたいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員、

○3番（住吉英子）よろしくお願ひしたいと思います。本町では熱中症事故の防止については、これまで文部科学省から通知されている対策を踏まえ、取り組まれておりますけれども、小中学校における熱中症対策においてマニュアルを作成されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）熱中症対策というふうなことに限ったマニュアルはございません。ただし、文部科学省の通知は当然学校に周知しておりますので、それがマニュアル代わりというふうなことでは捉えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）環境省が作成した「熱中症環境保健マニュアル2018」というものがございまして、そのようなものも参考にされて、熱中症事故の防止について、最大限に注意を払うよう周知していくことも

大事なことと考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）確かにそういう部分も必要なのかなというふうに考えてございます。各学校と協議しながら取組に向けて検討していきたいというふうに考えます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）適切な室温が管理された教室で授業を行うことは、児童・生徒や、また、教職員の体の負担を和らげるだけではなく、授業に集中できるなど学習効果をより高めることにもつながるものと考えます。本町として今後ですね、小中学校の教室や体育館等にエアコンの設置が必要になるのではないかと考えますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ここ近年の記録的な猛暑はですね、今後も全国的に続くというふうに予測されているところでございます。そのような中でも先ほど教育長の話の中でも申し上げましたけれども、確かに、猛暑の日が増えてきているのではないかとというふうに感じるところでございすけれども、気象データを見ますと夏休み期間中の猛暑日が比較的多く、緊急的必要性という部分ではまだ高いものではないのかなというふうに捉えているところでございます。また、国は学校施設環境改善交付金として、エアコン設置に対して3分の1の補助を今はしておりますけれども、エアコンを設置した際にですね、どれぐらいの経費がかかるものか、または重油と比較した際にですね、費用対効果としてどれだけのものがあるのかというのをですね、今後勉強をさせていただき、今後の動向を見ながらですね、環境改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）以上で、本町の小中学校のさらなる教育環境整備の推進を要望し、質問を終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『ICTを活用した学習機会の提供について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。

3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）ICTを活用した学習機会の提供について。

近年、情報通信技術（以下「ICT」という。）の発達により情報化社会の急速な進展が見られ、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上必要な手続など、日常生活における営みの中でICTを利用することが当たり前の時代となっています。このような現代社会では、子どもたちに対してICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用できるような教育を行っていくことが重要であり、文部科学省においても、「次世代の学校・地域」を創生し、教育の強靱化を実現していくため、未来社会を見据えて育成すべき資質・能力を育むための新たな「学び」や、それを実現していくための「学びの場」を形成していくことに、ICTを効果的に活用していくこととしています。特に、北海道のような広域分散の地域

においては、どこの地域でも、どんな時間でも、ＩＣＴの活用によって予習・復習ができる学習の機会を提供することが重要であり、これらの課題解決のため、北海道教育委員会では、本年２月に千歳科学技術大学と連携協定を締結し、eラーニングシステムを道内市町村に普及していくという報道がなされたところであります。このeラーニングシステムとは、パソコンやモバイル端末などの電子機器やインターネットなどのネットワークを利用して行う学習であり、利用負担なく学力向上に役立てることができます。本町においても、場所を問わずに学びの機会を広く提供できるeラーニングシステムの導入と活用を推進すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）住吉議員からの、ＩＣＴを活用した学習機会の提供についての質問にお答えいたします。

北海道教育委員会は、本年２月に千歳科学技術大学と地域を問わず学びの機会を提供し、教育の充実・発展に資することを目的に協定を締結いたしました。その協定の一つとして、同大学が構築しているeラーニングシステムの活用が挙げられており、本年８月までに道内20市町村30以上の小中学校等で導入され、近隣では古平町が利用しています。同システムは、利用を希望する児童・生徒に対し、各学校を通じて教育委員会が取りまとめを行い、北海道教育委員会に申し込みしますと、大学のホームページに掲載されている同システムへ接続できるＩＤとパスワードが発行される仕組みとなっております。議員ご指摘のとおり、同システムの利用に際し、費用の負担がなく、インターネットが利用できる環境のパソコンがあれば、学校や家庭を問わず学習できることがメリットとなっており、北海道教育委員会においても、今後、各市町村で同システムが活用され、学力向上に対し効果が発揮されることを期待されているところであります。本町においては、現在同システムを利用しておりませんが、各学校と協議を行い、来年度以降に利用を希望する児童・生徒が、学校において放課後の空き時間などに学習できる環境整備を考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○３番（住吉英子）ご答弁を戴いた中から何点か質問させていただきます。

学校のパソコン整備並びに環境状況についてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）各学校にはだいたい１クラス分のパソコン、１クラス分が学習できる人数の台数のパソコンを整備しております。

インターネットは役場と同じ光回線を引いております。これは銀山も同じく、役場から光回線を引いて、つないでおります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○３番（住吉英子）わかりました。

インターネットを活用して、子どもが自分の習熟の程度に応じて、英語や数学の問題に取り組むことができるこのシステムが多くの小中学校で、また様々な場面で活用されることは、個々の学力の向上に有効な学習方法の一つと考えます。本町の小中学校において活用されるために、どのように周知されているのかお伺いします。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、今までは活用を検討していませんでし

たので、周知等はチラシ等を配布しただけということで、文章等で積極的な周知を行っておりませんでした。今後は、各学校と協議の上、これを活用していくということになりましたら、児童・生徒向けに文書を配布して利用を促進していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）北海道教育庁教育局義務教育課からeラーニングシステムについて、教育委員会学校向け資料として出されておりますが、本町としてはこの資料を各学校へ配布されておりますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）そちらの文書に関しましては、配布しておりませんでした。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）教育委員会としては、こちらの文書についてはご存じということによろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）おそらく同じものだというふうに認識しておりますが、ちょっとすいません、もしできれば確認したいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）もしなでしたら詳しく載っておりますので、そちらの方もちょっと検索なり、資料等を調べていただければと思います。

学力向上のためには、学習の遅れがちな児童・生徒への指導体制の工夫など、きめ細やかな指導がとても重要であると考えます。また、もっと先に進みたいと考える児童・生徒に対する配慮も必要であると考えます。塾などの利用は経済的に大変という親御さんの声もお聞きしているところから、このシステムを活用して、更に難しい問題にも挑戦できるようにすることは有効な方法であると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）私も住吉議員と全く同じ考えでございまして、個人の能力に応じた学習という部分では、このシステムというのは非常に有効なのかというふうに考えてございますので、各学校で導入できるように各学校に周知、働きかけをしてみたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）よろしくお願ひしたいと思います。

また、本町で不登校の児童・生徒ですとか、引きこもりの生徒への支援や配慮も大変重要であると思っておりますけれども、家庭状況や本人の希望などにもよりますが、時間や場所の制約を受けずに取り組むことができるこのシステムは、状況によってはこのような児童・生徒の学習支援としての活用もできると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）不登校等の児童・生徒に対しての対応ということでも、非常に有効なものだというふうに考えてございます。このeラーニングシステムにつきましては、先ほども申したとおり、個々の授業の進み具合によって、そのシステム自体が判断をしながら、その個人に合った授業内容を展開していただけるというシステムでございまして、そちらの方も条件によっては使えない場所も出てくる可能性は

あるんですけれども、その辺も含めて教育委員会としても検討したいと考えてございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ検討していただきたいと思います。

このeラーニングシステムはパソコン、タブレット、スマートフォン等、電子機器の部分ですね、インターネットなどのネットワークを利用して行う学習ですので、先ほどの教科書が重いというところでもタブレット等を活用することによって、そういうものも軽減されるのかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。それから、この科学技術大学との連携事項は、生徒の教育支援や、教職員の資質・能力の向上など、学校教育に関することが中心であると承知しておりますが、英語の力を身に付けたいビジネスマンですとか、また、学び直したい高齢者などについて、このシステムのコンテンツを使ってもらうなど、生涯学習の場でも活用できるものであると考えますが、見解を伺います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）教育委員会といたしましては、学校現場ということで考えてございまして、今北海道教育委員会の方から流れている文書につきましてもですね、各市町村の教育委員会が学校での取りまとめを行い、それをシステム利用に活用するということになってございますので、今のところ学校現場をまずはじめに行いまして、それから、その辺は北海道教育委員会の方にも確認しなければならないのですけども、例えば生涯学習の場で使えるのかとか、その辺も含めてですね、次回以降、学校の方の活用が進みましたら、そちらの方の確認もしていきたいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）生涯学習の場でも大いに活用できるものと考えますので、推進をお願いしたいと思います。

最初の質問の中でも言いましたけれども、このeラーニングシステムはインターネット環境があれば無料で使用できます。何より大事なことはインターネット環境の整備であると考えます。本町にはインターネットを利用できない地域があり、その方々から早く利用できるようにとの要望も多々あり早い対応を待ち望んでおられます。このインターネットの環境整備についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の住吉議員からのご質問ですけれども、本町においては、仁木地区に光回線が入っています。それ以外のところは、ADSLという回線ですね、インターネット環境としてはあるのですが、ただスピード的なものが、大江、銀山の方ではその回線では光と比べたらやはり劣るということで、その部分を少し改善していただきたいということだと思っておりますけれども、最近ですね、先ほどのeラーニングの使い方の中にも、モバイル、皆さんお持ちのスマートフォンとかそういうようなものでも無線でも使えるということで、実際に大江・銀山の方で、そういうようなネット環境をお使いの方で、無線での部分Wi-Fiですとか、そういうので使っている方たちも非常に多くございます。そういう部分では、今の段階では使える状況にはあるのかなというふうに担当では思っています。光回線に関しましては、以前にもですね、大江・銀山の方まで光回線を通してもらいたいという地域からの要望等もあって、NTTですとか、そういうところにいろいろ要望等を出した経過があるんですけれども、実際に使われる方の世帯数が非常に少なく、それで運営していくにあたって厳しいということで、町としても利用者が多ければ申し出て、できるんだと思っておりますけれども、今の段階では、実際に回線を引っ張ってというところ

となると非常に厳しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）このインターネット環境整備につきましては、本当に子どもたちにしてみたら場所を問わず学習の場を提供できる、また、いろんな年齢を問わず活用していけるわけですがけれども、その点について、最後に町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）eラーニングシステムを教育現場に活用するのを含め、あとはそれ以外のことでもですね、今、福祉の分野また産業の分野でもこういったICTの普及という部分では、非常にこれも求められてくるというふうに思います。町といたしましても先ほど企画課長の方からもお話がありましたとおり、これまで全く何もしていなかったわけではなく、これまでもネット環境整備を進めていく上で、なるべく町に負担がなく、どのような手法があるのかということを含め、いろいろ研究・調査してまいりましたけれども、なかなか良い得策が見えなくてですね、これまでまだ手つかずの状態です。今後含め、いろんな可能性を探ってどのような手法があるのかも含め、もう少し勉強させていただいて、1日も早く町内全域にネットの環境整備ができるような地域に努めてまいりたい、取り組んでまいりたいそのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁の中にも、来年度以降に利用希望する方ということで、答弁もいただいております。学力向上にeラーニングシステムの導入と活用を要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて、『地域の少子化対策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）先に通告いたしました地域の少子化対策について質問させていただきます。

近年、我が国における急速な少子化の影響で、学校の統廃合が進み、地域から学校が姿を消しています。本町においても、7校あった小学校のうち、大江、然別、長沢、尾根内、砥の川の5校が廃校となり、現在では、仁木地区及び銀山地区にそれぞれ小学校と中学校が1校ずつ設置されているところでありますが、今後も更に少子化が進み、厳しい学校運営を余儀なくされることが想定されています。また、平成22年に策定された第5期総合計画では、学校教育における基本方針と主要施策として、校舎等の整備・充実など、教育環境等の整備を図っていくこととしていることから、策定から8年が経過した現在まで、同計画に基づいた様々な取組を実施していると考えますが、児童・生徒の安心・安全な学習環境を確保し、子どもたちの教育環境を更に充実させていくことが重要であります。特に、銀山小学校の老朽化は著しく、今後、銀山へき地保育所や銀山生活改善センターなど銀山地区の各施設の集約化も含めて検討していく必要があると考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 銀山小・中学校の児童・生徒の推移と今後の展望について。2. 第5期総合計画に基づく教育環境等の整備に係るこれまでの取組と今後の対応について。3. 銀山小学校の老朽化対策について。4. 銀山小・中学校における小中併置校への考えは。以上4点について見解を伺います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）野崎議員からの地域の少子化対策についての質問にお答えします。

1点目の銀山小・中学校の児童・生徒の推移と今後の展望についてであります。銀山小学校の今年度の児童数は32名、平成35年度の見込み児童数は20名となっており、銀山中学校の今年度の生徒数は31名、平成35年度の見込み生徒数は19名となっております。全国的な人口減少に伴い、町内においても児童・生徒数の減少が予想されますが、銀山地区においては櫻ヶ丘学園の児童・生徒が通学していることから、今後も一定の児童生徒数は見込めると考えております。

2点目の第5期総合計画に基づく教育環境等の整備に係るこれまでの取組と今後の対応について申し上げます。第5期総合計画の教育環境等の整備では、「校舎等の整備、充実」、「教材備品、機器、設備などの更新、整備」、「教職員住環境の充実」、「教職員研修の機会の充実」を挙げております。校舎等の整備、充実では、新たな建物は整備されていませんが、校舎の修繕・メンテナンスを実施することにより、学校環境の充実を図っております。教材備品、機器、設備などの更新、整備では、実物投影機等を整備したほか、ボイラー等の設備の修繕・メンテナンスを実施しております。教職員住環境の充実では、教職員住宅のボイラー、外壁等の修繕・メンテナンスのほか、教職員住宅を取得するなど、教職員住宅の環境改善に取り組んでおります。教職員研修の機会の充実では、主に後志教育研修センターで実施している研修について各校へ通知、年間延べ30名が参加しているところです。今後の対応につきましては、これまでと同様に教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の銀山小学校の老朽化対策につきましては、銀山小学校に限らず、町内の小中学校においては老朽化が進んでおり、建物や設備に対する修繕が年々増大していることから、大規模修繕を検討する必要性に迫られており、そのため各小中学校の個別施設計画の策定に向けた準備を進めているところです。

4点目の銀山小・中学校における小中併置校への考えについて申し上げます。平成28年度から他町村の先進事例を視察・研究し、本町における小中併置校などの小中一貫教育を円滑に進めるための施策について検討を進めてきました。小中一貫教育については、中1ギャップの緩和や教職員の連携強化などの効果が実証されているところであり、本町においても各地区において小中合同会議の開催や双方の授業見学など、小中連携教育を実施して授業改善や小中学校の共通課題解決に効果を発揮しているところです。次年度以降についても、小中連携教育を継続するとともに、小中一貫教育について引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、再質問を順次したいと思います。

まず1点目、今後の展望についてですが、5年後の銀山小学校、銀山中学校の人数も見込まれていますが、櫻ヶ丘学園の児童数によって大きく状況も変わってくると考えますが、一定の児童数は5年以後も、ある程度見込まれるということですが、その見込める状況においてはどのような考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）先ほどの答弁でもお話したんですけれども、現在の銀山小学校の児童数は32名でございまして、そのうち20名、それと銀山中学校の31名のうち24名の計44名が櫻ヶ丘学園から通学しているお子さんとなります。櫻ヶ丘学園につきましてはこの他に幼児と高校生が在籍しており、年間異動があるものですが、およそ70名から80名が園の方に入居しているというふうな状況になっておりまして、この状況につきましては、ここ数年、変わっていない状況でございます。今後においても、この状況がしばらく

く続くのではないかというふうに考えておまして、先ほどの推測している数字は5年後以降においても可能ではないかというふうに考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）櫻ヶ丘学園の児童数ということで、今後、5年後以後も児童数が見込まれているという感じですが、櫻ヶ丘学園の子どもたちの推移というものが、今後も児童が滞りなく、生徒がいるということに対して期待をしたいと思っております。

続いて2点目について、お伺いをしたいと思います。2点目ですが、これまでの取組と今後の対応ですが、説明をいただいた機材、機器、設備の更新・整備と修繕メンテナンスを実施されているとのことですが、教材として児童に不足を生じているようなことが現状としてはないのかどうか、要請されているものがないのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）児童・生徒が使用する教材に関しましてはですね、各学校に町から配分している消耗品費で購入している他、保護者からも当然一部教材費として負担していただいている部分もございます。その他にですね、平成27年度からは、各学校にテスト代、それから各教科に使うワークですとかの費用をですね、町から負担しているというような状況もございます、保護者の負担がより一層軽減されているのではないかというふうに考えております。教材に関しましては毎年度予算編成時期において、各学校からの要求をいただきまして、それを教育委員会担当部署の方でヒアリングを行っております。町の財政事情も考えて、そこで査定を行って優先順位をつけながら教材の予算をつけているというような状況になっております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）子どもたち、保護者に対して負担を軽減しているということで、非常に充実した状況なのかなという感じもしております。現状としても優先順位を考慮しながら進められているということで、そういう形の中で今後も取り進めていただきたいなという感じもしています。また、教材の方においても、先ほど同僚議員が話をされていましたが、パソコン、インターネットそういうものに対しても今後取り組んでいかれるということで、この辺については、重複しますので避けたいと思います。また、教職員の住環境としてメンテナンスも実施、教職員住宅も取得されておりますが、地域的に職員住宅として入居状態がどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）現在ですね、教職員住宅は仁木地区、銀山地区合わせまして16戸管理しております。入居状況につきましては年度当初はですね、全戸埋まっていたんですが、教職員個々の事情によりまして、現在は14戸が入居の状況になっております。地区ごとにつきましては、仁木地区が9戸、銀山地区が7戸管理しているという状況になっております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいた中では、住宅が空いているという実態、職員が入りにくい建物として不備があるのか、また、先ほども言われたように入居する人の住みたい場所が別にあるのか、そういう形の中で空いているという状況も発生していますけれども、地域として入居しにくい状態なのかどうかということについて、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）まず、16戸のうちですね、7戸は管理職、校長・教頭が住んでいる住宅になりまして、これは学校の近くにございます。それであとは仁木地区に関しましては、旧仁木商業高校の上、現芸術高校の上の付近、それから銀山地区におきましては、銀山学園の下付近にあります。これはですね、どこの学校の先生も同じなんです、ご自宅をすでに町外に持たれている方ですとか、あと家族の通学の都合ですとか、その他の都合により町外から通勤されている先生もおられまして、その比率はだいたい半分程度というふうに考えております。ただ、学校の近くから通勤したいと、現に今勤務している学校の近くから通勤したいという先生もおられますので、例えば銀山地区に住みたくないというような現状はないのかなというふうに考えております。特にですね、銀山地区におきましては、地域の方に温かく迎えられているのではないかとこのように考えております。銀山に住みたくないとか、仁木が嫌だとかそういう理由で住んでいないということではないというふうに考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいて、ありがとうございます。

最終的に2戸空いている建物自体に不便さがないのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）仁木地区に関しましてはですね、出ですぐなものですから、特に問題はないかと思うんですけれども、銀山地区に関しましては半年以上、空き住宅というふうになっておりまして、配管に少し錆が出てきたりとかというふうな部分がありまして、先生にとっては若干不便が発生しているのかなというふうには考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ちょっと不備が多少なりともあるということで、その辺のメンテナンスを今後考えて取り組んでいただきたいと思います。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）今、銀山地区で空き家になっている住宅が1戸あるんですけれども、そこは今外壁も相当傷んでいまして、外壁の修繕を全部行った場合、それと暫く使っていない住宅だったものですから、水道管の錆が結構出てきまして、蛇口をひねってもひねっても錆が収まらないということも考えますと、おそらく配管のやり替えも必要になってくるということを考えますと、修繕費だけでも数百万円のお金が掛かってくるような状況でございます。建築年数もうかなり古くなっていますので、そこをすべて修繕して、次の方に住ませるのが得策なのか、それとも当分の間、空き家にしたまま置いておいて、他の住宅を斡旋するのが得策なのか、その辺を教育委員会としても今考えている最中でございまして、例えばこれから、そこは平成に入ってからすぐの住宅なものですから、もう既に30年近く建っている住宅を例えば600万円とか700万円というお金を掛けて直すのが本当に良いのかということも、総体的に考えているところでございまして、今のところですね、入居状況等でこういうところが空いていますよというふうに斡旋してもなかなか入居したいという方がいないような状況でもあります。その辺も含めてですね、少し教育委員会内部でも再度協議しながら、取扱について考えていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にこう、なかなか古くなってくるということに対しては入居しにくいという実態もありますけれども、地域においては空いているということが非常に寂しい思いがやはり地域の人も電気が付いていないという感じで、やはり見られているという状況がありますので、また今後、その辺を検討しながら修繕できるものであれば修理して、また、入居していただける人がいれば、入居していただきたいと思っております。

それでは、3点目ですけれども、銀山小学校の老朽化ですが、昭和53年に新校舎として銀山小学校を皮切りに各小学校・中学校が新校舎となりましたが、銀山小学校はもう早くも40年が過ぎております。子どもたちのトイレにおいても洋式化が進められて、非常に今は使いやすい状況にもなっておりますけれども、近年、雨漏りの状態が非常に起きているということ、また、設備・配管などの実態調査が対処されているのかどうかその辺お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）銀山小学校の老朽化、とりわけ雨漏りに関して、設備それから配管の老朽化に伴う更新に関しましてはですね、修繕や更新の必要性を十分に教育委員会としては認識しております。雨漏りの部分につきましては、昨年度、今年度と部分的に補修を行っている状況でございますが補修したところ以外からですね、次々とまた雨漏りをしているというような状況でありまして、補修していただいた専門業者さんからはですね、全面的に補修というか更新、やり直しをしないと雨漏りは止まりませんというふうなお話をいただいております。あと、設備配管につきましては建築以来、これは更新しておりませんので、老朽化がかなり進んでおりまして、各設備の保守業者さんからはですね、そろそろ更新しないとまずいですよというようなお話はいただいております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただきました。

雨漏りということで、子どもたちの学習に影響を及ぼしてないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）雨漏りしている教室はそれぞれの年度によって正直違うんですが、雨漏りをしたらすぐに対処しているような状況で、例えばすぐに対処できないようであればですね、応急処置をして生徒の授業の邪魔にならないような形で対処させてもらっています。その後ですね、業者さん呼んで授業がないときに修繕をしているというような状況になっております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）先ほども、全面的な改修が求められるという状況であるということで、その辺においても早急な対応をしていくような形の中でどのように考えられていくのか、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）銀山小学校だけとは限らなくて、銀山中学校も仁木小学校も仁木中学校も同じなんですけれども、平成25年11月にですね、インフラの長寿命化基本計画というのが総務省の方で作られまして、各地方公共団体は平成32年頃までに個別施設計画を作りなさいと、各学校でのインフラの長寿命化計

画を作り上げなさいということで指示が参っております。各小中学校におきまして平成32年までには、各小中学校の個別施設計画をつくることによって、次の大規模改修とかということにつながっていくのかというふうに考えてございまして、まず、そこを作り上げるのが今のところは優先課題なのかというふうに考えてございまして、今の銀山小学校の雨漏りに関しましては、毎年、雨漏りは発生しているんですけれども、その時に修繕をかけることによって、雨が降った後に屋上に上れば、雨漏りの場所というのが特定できるんです。そこの一番低くなっている所から、雨漏りが発生するのではないのかというふうな判断で専門業者の方とも打ち合わせをしながら、そこの部分のコーティング等を行い、今までも毎年のように修繕をかけているところでございます。そこは、その計画を作って、例えば改修の時期がそういう方向性が定まった場合はそれまでの間は、今の仕様を用いながら1年でも長く修繕をかけていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいたとおり、平成32年までにインフラ整備の中で整備計画を上げて行きたいという説明ですので、ぜひとも子どもたちのために住み良い環境を整えていただきたいという感じがしています。

それでは4点目の小中併置校としての研究・検討を進められているとのことですが、5年先には小学校20名の生徒数と学校規模として、また、小中併置校40名としての学校規模として、どのように考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）現在ですね、小中併置校を含む小中一貫教育につきましては、9年間を通じた教育体系が良いのか、それからこれまでのような、6年・3年で分かれるような教育体系が良いのか、デメリットとメリットを調査・研究しているような状況でございます。建物のハード的な部分も含めてですね、どのような体系に進めていくのか、子どもたちに対してどのような教育が望ましいのか、方向性を定めてですね、協議検討していきたいというふうには考えております。子どもの人数によって、子どもの人数が少ないから小中併置校、多いから単独校というような考えはですね、今ところ持っておりません。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）既に取り組んでいる市町村もございまして、例えば今、占冠村のトマムとかはもう既に義務教育学校ということで進んでおりますけれども、その場合は小中学校合わせても6名の子どもしかいないという状況の学校もあれば、この間の12月の新聞に出ていましたけれども、岩内町では町内の小中学校を全部一校にまとめますという計画があるようで、そこはもう700名の学校になりますということもありますので、あくまでも例えば小中一貫校なり、義務教育学校というのは、子どもが多いからとか少ないからとかという区分で分けるのではなくて、あくまでも学校環境の整備ということで考えたときに、どういう手法が良いのかというものでございますので、今の学校規模としてどうなのかという質問でありますけれども、学校規模はあまり考える必要はないかなというふうに考えています。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ありがとうございます。

それこそ、この界限の状況というものを聞こうかと思ったんですけれども、先にお答えいただきましてありがとうございます。

本町には小学校、中学校が2校ずつありますが、親、又は子どもが学校を選択できると思いますけれども、その辺に対しての対応としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）各小中学校の就学に関しましては、就学するお子様の住所によりまして、仁木町の就学義務施行規則の規定によりまして通学区域を指定しております。しかしながらですね、保護者等からの申請によりまして、こちらが指定した学校以外の学校に通学することも可能となる区域外通学という制度がございます。現在、区域外通学によって仁木町の学校へ就学している町外のお子さん、また逆に、仁木町のお子さんで町外の学校に通われているお子さんもおられます。一応そういう制度がございますので、保護者さんが選択することはある程度可能というふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）親御さんと子どもさんにおいても選択ができるということですが、非常にこう地域性というものがあるのかなという感じもしておりますし、その辺においてはいろいろな形の中で、又は教育の場で、親御さんとお話をするという機会を今後設けていただければという感じもしております。

それではちょっと、今後の2年先、第6期総合計画の施設と今後の学校地域としての総合的な検討も必要ではないかという感じもしておりますが、その辺に対してのお考えあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）先ほどもお答えしたところでありますが、小中併置校を含む小中一貫教育につきましては、これから検討していくということになってございまして、来年度、再来年度とということ検討していくことになると思います。その結果を踏まえ、第6期総合計画には基本方針を定め、各施策を盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）これから検討していくという予定であります、その辺についてどこから取り組んでいくのか、また、親御さんとお話をする機会を先に取り組んでいくのか、それともまた方向性が違った形の中で考えていかれるのか、ちょっとあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）今年度につきましては、今までやってきた視察だったり検討経過を分析しているところでございまして、小中一貫校とか、例えば義務教育学校とか、いろいろな手法があるんですけども、それらのメリット、デメリットを整理して、仁木町にふさわしい学校がどうなのかということを研究している最中でございます。今後におきましてはですね、次年度以降になりますけれども、まず各学校の診断というのが必要なのかというような考えは持っております。その後、各地域、あと議会の皆さん、教育委員会、あとは必要に応じて公共施設は学校の検討委員会等もございまして、それらも活用しながらというふうには考えてございますけれども、今の段階では何から順番をつけてというのはまだ考えてございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）私の質問はこれで終わりたいと思いますけれども、ぜひとも先ほども言いましたように、地域の子どもたちのために、少しでも環境的に充実できるような学校教育としていただきたいと思いますし、方向性を検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて『国民健康保険税の引下げについて』以上1件について、上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）国民健康保険税の引下げについて。

国民健康保険は、非正規雇用者や無職の年金生活者などが加入者の8割近くを占め、国民皆保険制度のもと、全ての国民の命と健康を守る最後のセーフティネットであると考えます。国が公表している資料によると、被保険者一人あたりの平均所得に対する保険料負担率は、国保が9.9%、協会けんぽが7.6%、組合健保が5.7%、共済組合が6.0%、後期高齢者医療制度が8.3%となっており、国保には所得水準の低い方が多く加入していることから、構造的な部分によって負担率に差が表れているものと考えられます。全国知事会をはじめとする地方団体では「被保険者の負担が限界に近づいている」と、1兆円の公費を投じるにより、国保税を協会けんぽ保険料並みにするよう国に求めました。国は1700億円の支援金を投入し、平成30年度からは国民健康保険の都道府県化が実施されたことによって、本町においても2年連続の税率引下げとなりましたが、まだまだ協会けんぽ保険料負担率並みにはなっておりません。

地域住民の暮らしと健康を守るため、高すぎる国保税負担の問題は、国と地方における最重要課題であり、本町においても、保険税を引き下げる必要があると考えますが、以下の点についてお聞きします。1. 次の想定に基づいた国保と協会けんぽの負担額について。①40代の夫婦2人世帯で課税所得が200万円の場合。②30代の夫婦と子ども1人の世帯で課税所得が300万円の場合。2. 上記結果における町長の見解について。3. 本町の国保加入者の業種別世帯数について。以上3点についてお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、上村議員からの国民健康保険税の引下げについての質問にお答えいたします。

1点目の次の想定に基づいた国保と協会けんぽの負担額についてであります。ケース1の40代の夫婦2人世帯で課税所得が200万円とした場合につきましては、給与収入311万6000円で課税所得200万1200円として試算いたしますと、国保の年間保険税額は28万4400円となり、協会けんぽの年間保険料は13万5300円となります。ケース2の30代の夫婦と子ども1人の世帯で課税所得が300万円とした場合では、給与収入442万7000円で課税所得299万9200円として試算いたしますと、国保の年間保険税額は36万400円となり、協会けんぽの年間保険料は19万6800円となります。

2点目の試算結果における町長の見解について申し上げます。所得等の設定条件により保険料負担率にも差異が生じるものと思いますが、試算結果による2倍程度の差につきましては、協会けんぽの保険料は事業主と被保険者が折半で負担していることが影響しているものと考えており、各保険の制度設計の違いにあるものと認識しているところであります。

3点目の本町の国保加入者の業種別世帯数につきましては、本年7月10日の確定賦課時点における所得情報に基づく世帯数を申し上げます。国保加入は800世帯で、内訳といたしましては、農業所得が157世帯、年金所得が142世帯、営業所得が23世帯、給与所得が161世帯（外国人19世帯含む）、その他所得が35世帯、所得なしが282世帯（外国人112世帯含む）となっております。なお、本町における国保税の引下げにつきましては、本年度に平均18.1%の引下げを実施しており、また、過去10年で最低の税率となっていることを踏まえ、今後1年間の本町国保財政の状況等を総合的に判断した上で、慎重に検討してまいりたいと考

えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）はじめに、職業別世帯構成割合の変化ですけれども、全国的に見ると、この保険ができた当時1965年では、農林水産業42.1%、自営業25%、被用者19%、無職が6%でした。しかし、2016年度は、農林水産業が2.3%、自営業が15%、被用者が34%、無職43%と被用者では非正規労働者、無職の方は年金者で80%を占めています。本町では、農業所得で20%、年金所得18%ですが、給与所得が161世帯とありますが、この詳細はわかりますか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）あくまでも推測ということでご理解いただきたいのですが、給与所得世帯の内訳につきましては、パート、アルバイト等が主だと思われます。業種の詳細までは国保の方では把握できない状況でございますので推測ということでご理解願います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）また、所得なしが282世帯35%とありますけれども、この外国人112世帯を含む、これは90日以上外国人には国民健康保険に入らなければならないという決まりがありますけれども、これは全就業者というか、仁木町に來ている外国人はすべて入っているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）今議員がおっしゃったとおり、3か月以上就業する外国人につきましては、すべて国保に入らなければならないということになってございますので、当然賦課しているという状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そうすると282世帯のうち、外国人112世帯ということで、所得なしの人たち、他の人たちはどういう方なのかわかりますか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）給与収入65万円未満の方（無職等も含む）世帯ということになるということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）このように国保加入者については、無職や非正規雇用の被用者が多くを占め、比較所得水準が低い層が加入しているという国保の構造問題がありますが、本町の国保も比較所得水準が低い層が加入している保険と理解して良いのか確認したいのですが。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）国保は前年所得に基づき、本年度の賦課をいたします。本年度賦課に係る課税所得計算前の総所得は全体で約11億円であり、1世帯当たりの所得は平均137万5000円となります。これは国が平成26年度のデータとして公表している国保加入者の平均世帯所得144万円と大差ないものというふうに認識してございますが、それはつまり国保以外の保険加入者と比較すると所得支出水準は低いということになるというふうに考えてございます。あと補足になりますけれども、本町の国保は農業所得に左右される傾向が高くて、ここ10年の総所得は約8億7000万円から12億6000万円と幅があることから、今後の本町の国保財政の推計等に当たりましては、その辺は注意しなければならないものというふうに考えてい

るところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そういう中にあって、1点目の国保と協会けんぽの負担額について2つのケースについて試算していただいた結果のとおり、同じ所得で約2倍の開きがあり、明らかに国保加入者の負担が大きくなっています。国が公表している平均所得に対する保険料負担率でも協会けんぽとは2.3ptの差があることからできるだけ格差を解消すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）国保にはですね、年齢構成が高いとか、所得水準が低い加入者が多いといったような制度上変えられないという問題がございます、そうした個々特有の構造を踏まえて持続可能となるような仕組みにしていきたいという思いは、我々も持っております。都道府県単位化も、ある意味その一環として捉えてはおりますけれども、さらなる国費投入がなければ、協会けんぽ等との格差解消は難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）本町の国保財政調整基金は現在1億円を超えており、十分余裕があると思われます。平成29年度の決算で他の議員の質問に基金の残高、これについて妥当な額は幾らかと聞かれ、4000万円程度の基金を持っておけば安心と答弁しておりました。3年連続とはなりますが国保加入者の負担軽減を図るためにも次年度の引き下げを検討できないでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員ご承知のとおりですね、一般会計からの法定外繰入を2年連続行った一時期の危機的な状況を脱し、健全財政の基盤は出来つつあるというふうに考えているところでございます。またご指摘のとおり、国保財政調整基金1億円というのは、ある程度余裕があるものというふうに判断しております、これは当然、国保加入者へ還元すべきであるというふうに考えておりますけれども、本年度のですね、18.1%の引き下げにつきましては、毎年約1000万円の基金取り崩しを前提としていること、それから、また来年度は本年所得に基づいて平成31年7月に当初賦課確定するため、その時点で基金残高が幾らになっているのか。さらにその後、12月ごろに予定されております平成32年度の納付金が北海道から示された時点で、改めまして基金残高の将来見込み等を踏まえ、本町国保の持続可能性を担保した上で、平成32年度の引き下げについて検討したいというふうに担当としては考えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）来年度、道に移管されて当初賦課されるということで、担当の部署としては考えざるを得ないということでしょうけれども、それでは、現在、本町の保険税賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式ですが、資産割のない3方式でやっているところもあると聞いていますが、どうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）4方式と3方式の道内市町村数につきましては、3町が税率を統一している大雪広域連合を1町村とみなした場合、平成30年度の賦課方式につきましては、4方式が100市町村、それから3方式が77市町村となっております。おっしゃるとおり、3方式が増えつつある状況ではございますけれども、応能割と応益割の比率は5対5という原則がある中で、所得割と資産割を合わせた応能割の割

合が6割程度と高い本町におきましては、資産割を除く形を考えていくことになろうかと思います。その場合は、その分応益割、つまり低所得者にしわ寄せが行く可能性が高いことを踏まえ、賦課方式の見直しに当たっても、より慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）またその他にも、独自軽減を始める自治体も増えていて、均等割では0歳の子どもから数に入り、子どもの多い世帯では負担が多くなるということになります。旭川市のように18歳未満の子どもの均等割を3割減額しているところなどもあります。仁木町は過去10年で最低の税率となっていると言っておりますけれども、2013年時点で医療分の均等割は2万3000円から1万8000円と減っていますが、平等割は3万円から3万2000円、後期分の均等割は5000円から7000円、平等割は6500円から8000円と下がっておりません。ぜひこの点も検討していただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員おっしゃるとおりで、例えば後期高齢者支援分ですとか、部分的に見た場合は5年前の税率の方が低いケースはございますけれども、各世帯が納める税額をトータルで見た場合は、答弁にもあったとおり、過去10年で最低ということになっているということでございます。今後ですね、引き下げの見直し等に際しましては、その辺も精査してですね、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この都道府県化が検討されたときに、この近辺の後志管内の試算を北海道新聞で出していましたけれど、そのとき仁木町は28%下がるという見込みで書かれていました。ですから18%の減税を今、2年連続でされておりますけれども、まだまだ国保は高いと感じる方が多いですし、やはり子どもを持った世帯という方たちにはかなりの負担がかかってくるというふうに思っております。国保は国民皆保険制度の最後の砦です。国保制度改善強化全国大会でも従来の枠を超えた、さらなる国庫負担の引き上げと国保制度の財政基盤の一層の強化を図ることの決議を上げたりしておりますけれども、先ほど協会けんぽが半分は事業主負担と言っていましたけれども、この国保をはじめた時は国庫負担が50%ということで、そこからどんどん国費が引き下げられて、国庫負担金が少なくなっている状況で、こういう結果になっています。毎年のように、知事会とか、市町村会とか、全国の市長会など、昨年、今年も国保の安定かつ持続的運営ができるようにということを求めて全国大会でも上げているかと思いますけれども、引き続き、町長には国に要望し、本町においてもできる限り加入者負担の少ない制度設計を要求したいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）国保税に対する町としての考え方という部分では、先ほど岩佐課長の方から大まかに述べさせていただきましたけれども、今後の仁木町の国保税の考え方としてはですね、当面、先ほどの答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、今年度から引き下げをして、一定程度経過を見てですね、今後の税率の部分の可能性という部分をですね、少し検討してまいりたいというふうに考えておりますので、その辺の部分はご理解いただければというふうに思っております。また、北海道と共同保険者である後志広域連合の一員としてはですね、この法律の中でこの制度を守っていかなければならないという責任もございます。北海道も今、全国知事会と連携してですね、国庫負担の増額によるさらなる財政

基盤の強化等について国へ要望していると伺っておりまして、私としても国等に対してですね、申し上げるべきことはしっかりと申し上げてまいりたい、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）都道府県化に移行したばかりですし、次年度に向けて負担が少なくなるようぜひ検討してほしいということを要望いたしまして、終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第11、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括提案されました議案3件につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、議案第1号から議案第3号まで、一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定までの条例改正につきましては、関連がございますので一括でご説明いたします。

それでは議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制

定につきましてご説明いたします。

本年8月10日、国家公務員の給与につきまして、国会及び内閣に対して平成30年人事院勧告が出されております。今回の主な改定は民間ボーナス支給状況を踏まえ、勤勉手当支給月数0.05月の引き上げ及び俸給表の水準の引き上げの改定となっております。これに伴い国会では11月28日に法案が可決されたところであります。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権の制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また、国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところでありまして、合わせまして議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.45月とする条例改正であります。なお、この改正に伴う関係予算につきましては、議案第4号、一般会計補正予算の予算書15ページ、1款、議会費、3節、職員手当等に記載しており8万8000円の増となるものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第1条関係の改正であります。第5条の期末手当支給額の条文中、12月の支給率100分の227.5を100分の232.5に改めまして、支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.45月とするものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。2ページ、第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、6月と12月の支給率の双方を100分の222.5と改めるものでありまして、第1条関係で改正いたします12月の支給月数を0.1月引き下げ、6月の支給月数を0.1月引き上げ総支給月数を4.45月とするものでありまして、第1条による改正と、この第2条による改正での総支給月数の変更はございません。続きまして附則でございますけれども、附則第1項及び第2項につきましては、施行期日と適用の定めでありまして、第1条関係の改正は公布日施行で12月1日から適用し、第2条関係の改正は平成31年4月1日から施行するというものでございます。附則の第3項につきましては、改正前の条例で既に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすという規定でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

こちらの改正につきましては、只今ご説明いたしました議案第1号と改正趣旨、内容を同じくし、本年の国家公務員における給与等の改正に係る人事院勧告を踏まえた国準拠の改定方針に基づきます職員給与費の改定に合わせ、町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.45月に改正するというものでございます。なお、この改正に伴います関係予算につきましては、議案第4号、一般会計補正予算、予算書の17ページ、2款、総務費及び42ページ、10款、教育費の3節、職員手当等に記載しておりまして9万4000円の増となるものでございます。

こちらでも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお開き願います。第1条関係の改正につきましては、第4条第2項中、12月の期末手当支給率100分の227.5を100分の232.5に改めまして支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数4.45月とするものでございます。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第4条2項中、6月と12月の支給率の双方を100分の222.5と改めるものでありまして、第1条関係で改正いたします12月の支給月数を0.1月引き

下げ、6月の支給月数を0.1月引き上げまして、総支給月数を4.45月とするものでございます。第1条による改正と第2条による改正での総支給月数の変更はございません。続きまして、附則でございます。附則の第1項及び第2項につきまして、こちらも施行期日と適用の定めでありまして、第1条関係は公布日施行12月1日から適用というものでございまして、第2条関係の改正は平成31年4月1日から施行するというものでございます。附則第3項につきましては、改正前の条例で既に支給されております期末手当は、改正後の条例の規定によります期末手当の内払いとみなすという規定でございます。

以上で、議案第2号の説明を終了し、続きまして議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成30年8月10日に出されました国家公務員に対する平成30年人事院勧告並びに給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づき、本町の職員給与費の改定方針を決定したところでございまして、勤勉手当の支給月数を0.05月の引き上げ、職員の給料表、宿日直手当の改定に伴いまして所要の改正をするものでございます。この改正に伴います関係予算につきましては、議案第4号から議案第7号のすべての会計の補正予算におきまして、2節、給料、3節、職員手当となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては人事院勧告分として、職員給与費分約58万円、勤勉手当分110万円、その他共済費、採用・退職等による異動等による給与費の増減を含めると総額として約80万円の増となるものでございます。主な改正内容につきましては、民間給与との格差0.16%を埋めるため、初任給について1500円、若年層につきましては約1000円、その他については400円、平均で約0.2%の引き上げを基本とした給料表の改定及び勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、期末勤勉手当の総支給月数を4.45月とするものでございます。こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。

改め文5ページの次のページになります。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第1条関係をご説明いたします。第18条第1項は日直手当の規定中、4200円を1回につき4400円に改めるものでございます。第23条第2項第1号は、職員の勤勉手当に係る支給率100分の90を6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95に改めまして、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものでございます。同条第2項第2号は再任用職員の勤勉手当の支給率の改正で100分の42.5を6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5に改め、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものでございます。

続いて、第23条第5項ですけれども、2ページをお開きください。第23条第5項は文言の整理で基準日と支給日の定義規定が及ぶ範囲をより限定的にしたもので、規定する内容には変更はございません。右側、旧条例「次条において同じ」を「次条、第3条第3号において同じ」ということで、それぞれ条文を特定する改正でございます。内容に変更はございません。

続きまして、中段から7ページまでの別表第1 給料表になりますが、こちらは7ページまでが給料表の改正となります。俸給表、給料表の水準を一級の初任給で1500円引き上げております。またその他の若年層につきましても約1000円程度、その他につきましても400円の引き上げを基本に平均0.2%の改定を行い、再任用職員につきましても、これに準じて改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表8ページをお開きください。第2条関係をご説明いたします。第22条第2項で

は期末手当の規定中、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を100分の130に改めまして、6月と12月の支給率を同じとするものでございます。同条第3項では、再任用職員の期末手当について、同様に6月と12月の支給率を同じ率に改正するものでございます。続いて、第23条第2項第1号中、下段になります、6月と12月の支給率の双方を100分の92.5と改めるものでございまして、先ほどの第1条関係で改正いたします12月の支給率を0.025月引き下げ、6月の支給月数を0.025月引き上げ総支給月数を4.45月とするものでありまして、第1条による改正と第2条による改正での支給月数の変更はございません。同条第2項第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率の改正でありまして、こちらも6月と12月の支給率の双方を100分の45と改めるものでございます。続きまして、附則でございます。附則の第1項及び第2項につきましては、施行期日と適用の定めでございまして、第1条関係の改正は公布日施行で平成30年4月1日から適用し、第2条関係の改正は平成31年4月1日から施行するというものでございます。附則第3項につきましては、改正前の条例で既に支給されました給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。附則の第4項につきましては、規則への委任に関する規定でございます。以上で議案第1号から議案第3号までについての一括説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第12 議案第4号

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2051万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第4号、平成30年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げ

ます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ456万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2051万円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

1 ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計456万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を35億2051万円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から3 ページの13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計456万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を35億2051万円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。第2表 地方債補正でございます。地方債につきましては、各事業の実施に伴い変更を行うものでございます。除雪機械整備事業は限度額を1280万円から970万円に、橋りょう補修事業は限度額を4210万円から3770万円にそれぞれ変更するものでございます。

5 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は449万7000円の減、地方債は750万円の減、その他財源は135万1000円の増、一般財源は608万1000円の増となっております。

7 ページをお開き願います。歳入でございます。14款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、2 目、衛生費国庫負担金につきましては105万7000円の減額でございます。これは国民健康保険基盤安定負担金の額の決定に伴う減額でございます。2 項、国庫補助金、4 目、農林水産業費国庫補助金は811万6000円の追加でございます。これは台風21号被災農業者向け経営体育成支援事業助成金分の追加でございます。5 目、土木費国庫補助金は779万5000円の減額でございます。これは社会資本整備総合交付金の橋りょう補修事業、除雪機械購入事業の実施に伴う国庫補助金の減によるものでございます。3 項、委託金、2 目、民生費委託金につきましては6万3000円の追加でございます。これは国民年金事務委託金の増に伴う追加でございます。

8 ページをお開き願います。15款、道支出金、1 項、道負担金、1 目、民生費道負担金は19万5000円の追加でございます。これは後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の決定に伴う追加でございます。2 目、衛生費道負担金につきましては409万円の減額でございます。国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴う減額でございます。2 項、道補助金、4 目、農林水産業費道補助金は8万円の追加でございます。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の事業費の増に伴う補助金の増額でございます。3 項、道委託金、1 目、総務費委託金は9000円の減額で、権限移譲委託金の精算によるものでございます。

9 ページをお開き願います。16款、財産収入、1 項、財産運用収入、2 目、利子及び配当金は13万8000円の減額でございます。各基金の利子の確定により減額するものでございます。2 項、財産売払収入、1 目、不動産売払収入につきましては346万9000円の追加でございます。西町試験地の売り払い及び高速道路建設関係土地売払分の増額でございます。

10ページをお開き願います。17款、1 項、寄附金、1 目、一般寄附金につきましては9万円の追加でございます。11月までの一般寄附金3件分で、9万円の追加でございます。

11ページをお開き願います。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては財源調整のため598万6000円を追加するものでございます。3目．公共施設等整備基金繰入金につきましては205万3000円の減額でございます。

次に、12ページをお開き願います。20款．諸収入、5項．4目．雑入、7万8000円の追加でございます。これは建物災害共済金7万3000円、後志教育研修センター負担金還付金5000円の増によるものでございます。

次に、13ページをお開き願います。21款．1項．町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．1目．議会費は6000円の減額でございます。議案第1号及び議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加及び8節．報償費において議会だよりのイラスト描画謝礼の追加、11節．需用費の議会だより発行経費等の執行残の減額でございます。

17ページをお開き願います。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費は65万1000円の減額でございます。1節．報酬は表彰審議委員会委員報酬の減額、報償審議会委員報酬の追加でございます。2節．給料から4節．共済費は人事異動及び議案第2号、議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による増減でございます。また、8節．報償費、9節．旅費、11節．需用費、19節．負担金補助及び交付金は執行残等の増減によるものでございます。

20ページをお開き願います。4目．財産管理費259万1000円の追加でございます。11節．需用費につきましては、燃料費（重油）の価格高騰により217万6000円の追加、修繕費につきましては、施設維持修繕37万6000円の追加、光熱水費につきましては、水道料3万9000円の追加でございます。

次に、21ページをお開き願います。5目．企画費は1万5000円の追加でございます。これは予約制バス運行事業の消耗品分の追加でございます。8目．諸費29万1000円の追加でございます。バス運行補助事業の追加でございます。2項．徴税費、1目．税務総務費は65万5000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正による追加及び共済費の標準報酬月額の変更によるもの、及び23節．償還金利息及び割引料の町税還付金につきましては、過年度分大口還付が発生したことにより50万円を追加するものでございます。

22ページをお開き願います。3項．1目．戸籍住民登録費は65万5000円の追加でございます。人事異動及び議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

次に、23ページをお開き願います。4項．選挙費、2目．知事道議選挙費につきましては、臨時的任用職員賃金の追加、非常勤任用職員賃金の減額でございます。

25ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費は16万9000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加、及び然別生活館の管理委託料の追加で誘導灯の交換分でございます。

26ページをお開き願います。2目．老人福祉費は33万8000円の減額でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加、及び非常勤任用職員賃金の減額によるものでございます。

27ページをお開き願います。3目．老人福祉施設費は50万5000円の追加でございます。これは高齢者福

社施設いきいき88のエアコンの購入経費でございます。4目、心身障害者特別対策費は1万1000円の追加でございます。これは障害福祉サービス費等支弁経費で返還金の追加でございます。5目、国民年金事務費は9万7000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更によるもの、及びシステムサポート等負担金の追加でございます。

28ページをお開き願います。6目、後期高齢者医療費は940万1000円の減額でございます。これは北海道後期高齢者医療広域連合の平成30年度の療養給付費の決定に伴う減額、及び後期高齢者医療特別会計繰出金の増額によるものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は65万円の追加でございます。これは平成29年度の子育て支援対策事業、放課後児童健全育成事業に返還金が生じたことにより追加するものでございます。

29ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は292万2000円の減額でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加、及び余市協会病院救急医療体制維持補助金230万5000円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金570万8000円の減額でございます。余市協会病院救急医療体制維持補助金につきましては、先ほどの行政報告のとおり北後志地域保健医療対策協議会において、5町村で総額2500万円の財政支援を行うことで決定されましたので、本町分として230万5000円を追加するものでございます。

30ページをお開き願います。5目、上水道費につきましては、簡易水道特別会計への繰出金136万5000円を追加するものでございます。

31ページをお開き願います。5款、労働費、1項、1目、労働諸費につきましては、財源内訳の変更でございます。国庫支出金が3000円の減、一般財源が3000円の増でございます。

32ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は154万4000円の追加でございます。2目、農業総務費は98万6000円の減額でございます。1目、2目ともに人事異動及び議案第3号の条例改正に伴う給与の改正による増減、共済費の標準報酬月額の変更による増減でございます。

34ページをお開き願います。3目、農業振興費は1209万8000円の追加でございます。台風21号被災農業者向け対策事業によるもので、被災農業者の農業経営の維持を目的とした事業でございます。施設の再建・修繕等に係る経費に対する補助事業でございます。4目、農用地開発事業費につきましては26万2000円の追加でございます。農業競争力強化基盤整備事業の事業費の追加でございます。7目、農用地再編開発事業費は14万8000円の追加でございます。これはフルーツパークにきの農村公園管理運営経費の追加で、誘導灯の交換、感知器及び受信機の蓄電池の交換分でございます。2項、林業費、1目、林業総務費につきましては1万5000円の追加でございます。北海道森林・山村多面的機能発揮対策市町村負担金の増によるものでございます。

35ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費は8万8000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加でございます。2目、商工振興費は3万8000円の追加でございます。観光管理センターの管理委託料の追加で、誘導灯の交換でございます。

37ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は160万3000円の減額でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加、及び

ふれあい遊トピア公園の施設改修工事の執行残による減額でございます。

38ページをお開き願います。2目、土木機械管理費は、826万9000円の減額でございます。これは除雪専用車購入の執行残によるものでございます。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は11万6000円の追加でございます。議案第3号の条例改正による給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加でございます。

39ページをお開き願います。2目、道路維持費は3000円の減額でございます。これは町道舗装補修事業の執行残によるものでございます。3目、道路新設改良費は41万8000円の減額でございます。町道北星2号線の測量設計委託料の執行残でございます。4目、橋りょう維持費は363万1000円の減額でございます。橋りょう補修事業の執行残によるものでございます。3項、河川費、1目、河川総務費につきましては1万7000円の減額でございます。12節、役務費、樋門管理業務の保険料及び13節、委託料、余市川桜づつみ管理委託料の執行残でございます。

40ページをお開き願います。4項、住宅費、1目、住宅管理費は17万4000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加でございます。

42ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は21万1000円の減額でございます。これは人事異動及び議案第2号、議案第3号の条例改正に伴う給与の改正による増減、及び共済費の標準報酬月額の変更による増減でございます。

43ページをお開き願います。2項、小学校費、1目、学校管理費は192万5000円の追加でございます。これは燃料費（重油）の単価高騰による追加でございます。3項、中学校費、1目、学校管理費は228万5000円の追加でございます。こちらにつきましても、燃料費（重油）の単価高騰による追加でございます。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費は294万9000円の減額でございます。これは人事異動及び議案第3号に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

44ページをお開き願います。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は18万6000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加、及び各種スポーツ大会の参加報償に不足が生じましたので体育大会等参加経費の追加でございます。

45ページをお開き願います。2目、体育施設費は35万2000円の減額でございます。これは町営プールに係る臨時職員賃金及び清掃委託料の執行残による減額でございます。

46ページをお開き願います。3目、学校給食費は147万9000円の追加でございます。人事異動及び議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、共済費の標準報酬月額の変更による追加でございます。

47ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費は7万円の減額、2目、減債基金費は7万6000円の減額、3目、公共施設等整備基金費は8万円の追加でございます。こちらはそれぞれ利子が決定しましたので、利子分の積立金の補正でございます。49ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で一般会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

予算書の21ページ、8目、緒費の負担金の関係でございますけれども、バス運行補助金の29万1000円を今回補正されていますけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）バス運行補助事業の補正の部分について説明させていただきます。

この部分は今年の9月の終わりまで運行しておりました中央バスの銀山線、その部分での運営経費の中で赤字になっている部分、それをですね、町と道の方で割合を決めて負担しているという部分があります。その町の方のですね、負担する部分が、当初、前年ベースで予算組みをしていたんですけれども、実際には今年度軽油等の高騰、また人件費の増、それとバスの清掃員又は給油保安員の処遇改善等による人件費の増ということで、当初の予定よりも増えたということで、その分を補正させてもらったということでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それで、この支払い方法なんですけど、実績によって支払うということになっているんでしょうか。そしてこれは、来年以降は予約制バスが本格的に開始しますので、これはなくなるということよろしいんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今回のこの費用に関しましては、毎年10月1日から次の年の9月30日までの分の1年間の運営経費を見ているということで、全部の数字が確定した中で3月ぐらいにですね、一括でこちらの方はお支払いするという形になってございます。また、期間的に9月30日までということで、今年までということになりますので、来年度はございません。

○議長（横関一雄）他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4093万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4176万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第5号、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ4093万5000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ2億4176万3000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、財産収入、4款、繰入金、及び6款、諸収入を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計4093万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億4176万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計4093万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億4176万3000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源8000円の増、一般財源4092万7000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は国保財政調整基金の利子8000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、1目、保険基盤安定繰入金の交付額の決定に伴い686万3000円の減額、2目、一般会計繰入金は、国保財政安定化支援事業の額の確定等に伴い115万5000円を追加するものでございます。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は1024万6000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。6款、諸収入、3項、1目、雑入は平成29年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い5688万1000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費10万1000円の追加につきましては、議案第3号の条例改正に伴う給与の改正による追加、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

10ページをお開き願います。2目、広域連合負担金は後志広域連合への負担金に不足が見込まれますことから、2290万9000円を追加するものでございます。

11ページをお開き願います。5款、1項、1目、基金積立金は1792万5000円の追加でございます。国保

財政調整基金への積立が1791万6000円の追加、国保財政調整基金の利子積立が9000円の追加でございます。13ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億395万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第6号、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ136万5000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ3億395万8000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、

歳入総額に補正額の合計136万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を3億395万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計136万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を3億395万8000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源136万5000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金は136万5000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は3万4000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う給与の改正、及び共済費の標準報酬月額の変更でございます。

8ページをお開き願います。2目、維持管理費は127万2000円の追加でございます。これは需要費（電気料）の増でございます。

9ページをお開き願います。2款、1項、施設費、1目、施設管理費は5万9000円の追加でございます。議案第3号の条例改正に伴う人件費の追加、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。11ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、簡易水道事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6977万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年12月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第7号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ4万5000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ6977万8000円とするものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計4万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を6977万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計4万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を6977万8000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源4万5000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金は21万5000円の減、2目、保険基盤安定繰入金が26万円の追加でございます。1目、事務費繰入金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の納付金の決定、2目につきましては、保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては3万4000円の追加でございます。議案第3号の条例改正による給与の改正による追加、共済費の標準報酬月額の変更によるものでございます。

9ページをお開き願います。2款、1項、1目、後期高齢者広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合納付金の決定に伴い1万1000円の追加でございます。10ページ以降は補正後の給与費明細書でございます。以上で、後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第11号

難病医療費助成制度の改善を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第16、意見案第11号『難病医療費助成制度の改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の20ページです。意見案第11号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。平成30年12月19日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりであります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『難病医療費助成制度の改善を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『難病医療費助成制度の改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されま

した。

日程第17 意見案第12号

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第17、意見案第12号『義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の22ページです。意見案第12号、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。平成30年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 意見案第13号

認知症施策の推進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第18、意見案第13号『認知症施策の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の24ページです。意見案第13号、認知症施策の推進を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。平成30年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第13号『認知症施策の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『認知症施策の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 意見案第14号

日米地位協定の抜本改定を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第19、意見案第14号『日米地位協定の抜本改定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の26ページです。意見案第14号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄及び北方担当大臣です。全国の30の都道府県に米軍基地が存在します。地位協定の不平等性、不合理性について見直しをするよう2018年7月27日、札幌市で開かれた知事会の会議で全会一致で採択しました。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手するものあり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）3番・住吉。

意見案第14号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の否決を求める討論を行います。

全国知事会は平成30年7月27日、米軍基地が防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体、住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国民の生命、

財産や領土、領海等を守る観点から米軍基地負担に関する提言を決議し、国に対し日米地位協定のあり方と見直しを要請したところであります。ゆえに、全国知事会の提言は、「安全対策、日米地位協定の見直し等」であり抜本改定ではありません。よって、本意見書案に対しての否決の討論といたします。

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは意見案第14号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書の賛成討論を行います。

全国知事会は、翁長前沖縄知事の「基地問題は都道府県の問題ではない」という訴えを受け、一昨年に研究会を設置し、本年7月26日、27日の両日に開かれた全国知事会議において、米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しております。その上、日米両政府に提言してございます。47都道府県の知事が各自治体住民の生活に直結する重要な問題として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する軽減を決定したことは、極めて重いと受け止めております。よって、以上の経緯から本意見書に賛成するものであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、意見案第14号『日米地位協定の抜本改定を求める意見書』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔場内、起立3人〕

○議長（横関一雄）起立少数です。

したがって、意見案第14号『日米地位協定の抜本改定を求める意見書』は、否決されました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第20『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第21『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時48分

再 開 午後 3時48分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成30年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り厚く御礼申し上げます。また議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から頂戴いたしました多くのご意見ご指摘等につきましては、今後、その対応に十分留意しながら町政運営に取り組んでまいります。行政報告の中でも申し上げましたが、11月末に毎年恒例の全国町村長大会へ出席し、安倍総理大臣をはじめとします多くの来賓の方々から自治体に対し激励の言葉を賜りました。その中でも、深く印象に残ったのが、大森東京大学名誉教授の言葉でありました。その内容を少しお話しさせていただきますが、「2013年の増田レポートで2040年度を目途に全国の半分近い自治体は消滅の可能性が高まると指摘された、しかし人口が減るくらいで自治体は消滅しない、なぜなら市町村は法人だからである。自治体が消滅するということは、法人としての自治体がなくなることを意味するのであり、通常は法人格を失うのは合併のときである。合併は従来の市町村を消滅させて、新しい市ないし町をつくる行為のことであり、町村の人口規模はどこにも規定されてないので、数百人で自治体を維持できないわけではない。もちろん人口が減り続ければ、その存続が危ぶまれる可能性も出てくるが、町村長や議会の議員、住民の皆さんがどんなに苦しくなっても、自分たちの自治体を守るという覚悟を持っていれば絶対に町村は消滅しない。どんなときに消滅するかというと、もうこれ以上自分たちの自治体を支えるのは無理だ、お手上げだと気持ちが萎えてしまったときである。したがって地域の方々がどんなに苦しくとも、絶対に自分の自治体は消滅させないという強い意志を持つことが大事だと私は思っている。」との内容でありました。精神論的な部分は多少ありますが、根本的な部分は共感できるものであります。とはいえ覚悟だけでは事は進みませんので、具体的に今後、我々は何に向かって挑戦し、何を我慢しなければならないのかという意志を共有していかなければなりません。今、来年度に向けての予算査定を行っているところでありますが、地方創生事業も残すところあと1年でありまして、今後の予算の考え方も含めて、未来志向的な発想で取り組んでまいり所存であります。

最後になりますが、今年も残すところあとわずかとなりました。毎年異常気象だと実感を得るのですが、今年は昨今類を見ないぐらいの自然災害を経験しましたので、来年は安心で安全な1年であることを祈るばかりでございます。

これから、心忙しい年末を過ごされると思われませんが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますよ

うお願い申し上げますとともに、今年1年間、町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 3 時 5 2 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第 4 回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日～ 1 2 月 1 9 日（ 1 日間）
（ 開会 ～ 午前 9 時 3 0 分 ／ 閉会 ～ 午後 3 時 5 2 分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報 告 第 1 号	平成29年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第 1 号 平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H30. 12. 19	認 定
	付託議案第 2 号 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 12. 19	認 定
	付託議案第 3 号 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 12. 19	認 定
	付託議案第 4 号 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 12. 19	認 定
報 告 第 2 号	議会活性化特別委員会調査報告書（中間報告）	H30. 12. 19	報 告
議 案 第 1 号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 3 号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 4 号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 3 号）	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 5 号	平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 6 号	平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	H30. 12. 19	原案可決
議 案 第 7 号	平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	H30. 12. 19	原案可決
意見案 第11号	難病医療費助成制度の改善を求める意見書	H30. 12. 19	原案可決
意見案 第12号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書	H30. 12. 19	原案可決
意見案 第13号	認知症施策の推進を求める意見書	H30. 12. 19	原案可決
意見案 第14号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書	H30. 12. 19	否 決